

# 第2次三田市地域福祉計画・ 第2次三田市社会福祉協議会 地域福祉推進計画

平成 26 年度～平成 34 年度



平成 26 年 7 月  
三田市・社会福祉法人三田市社会福祉協議会

## はじめに



三田市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成 17 年に「三田市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの提供体制づくりなど、様々な施策を進めてきました。

また、社会福祉協議会においては平成 15 年に「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を策定し、市民の交流活動や支え合い活動等を支援してきました。

一方この間、全国の状況を見ると、急速な高齢化や核家族化を背景に、孤独死や自死、虐待の増加等、私たちを取り巻く社会問題はますます深刻化しており、「制度の狭間」といわれるように、公的なサービスや制度だけでは対応できない課題が増えています。

こうした課題に対応するために平成 20 年にまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書(厚生労働省)」では、基本的な福祉ニーズは公的サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの対応を図るうえで、住民が主体的に関わり支え合いながら地域における「新たな支え合い」(共助)を進めるなどの考え方が示されました。

また、深刻な経済不況や東日本大震災の経験から、生活困窮者対策や災害時要援護者対策等が新たな課題として注目されています。

さらに国では、介護保険制度の改正や障害者総合支援法の成立、子ども・子育て関連 3 法の成立など、様々な福祉施策の見直しを進めています。

このような状況を踏まえ、三田市における地域福祉の課題整理と前期計画の検証を行う中で、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が連携しながら取り組むことを目指し、この度「三田市地域福祉計画」及び「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を一体的に見直し、第 2 次計画を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、「だれもが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち」づくりの実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり熱心に審議や検討をいただきました「三田市健康福祉審議会」の委員の皆さま、そしてパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました市民の皆さまに厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 7 月

三田市長 竹内英昭



第2次  
三田市  
地域福祉計画  
(平成26年度～平成34年度)

平成26年7月

三田市



# ● 目 次 ●

<b>第1章 地域福祉の理解</b> .....	<b>1</b>
第1節 「地域福祉」の言葉の意味.....	1
第2節 三田市の地域福祉計画・地域福祉推進計画.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	4
第3節 地域福祉計画・地域福祉推進計画の推進体制.....	4
1. 計画の進捗状況の管理・評価.....	4
2. 各主体の役割と連携.....	5
<b>第2章 地域福祉計画・地域福祉推進計画のめざすもの</b> .....	<b>7</b>
第1節 計画の考え方.....	7
1. 基本理念.....	7
2. 基本目標.....	7
第2節 三田市の地域福祉において大切にしている視点.....	8
1. 三田市における重点課題.....	8
2. 大切に考える視点.....	11
第3節 地域福祉を構成する6つの要素.....	14
第4節 計画の圏域と活動主体.....	15
第5節 地域福祉計画・地域福祉推進計画の体系図.....	18
<b>第3章 取り組みの方向性（地域福祉計画）</b> .....	<b>19</b>
第1節 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり.....	19
1. 市民活動の充実.....	19
2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成.....	21
第2節 みんなでふれあい、支え合うまちづくり.....	23
1. 身近な地域における支え合いネットワークづくり.....	23
2. だれもがつながり、ふれあう機会の充実.....	25
第3節 支援が必要な人を見逃さないまちづくり.....	27
1. 身近な地域における見守り活動の充実.....	27
2. 災害等に備えたまちづくり.....	29
第4節 安心して支援が受けられるまちづくり.....	31
1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実.....	31
2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり.....	33
第5節 地域福祉の基盤づくり.....	35
1. 地域福祉のコミュニティづくり.....	35
2. 地域福祉を進める環境づくり.....	37



# 第1章 地域福祉の理解

## 第1節 「地域福祉」の言葉の意味

「だれもが住みなれた地域で、自分らしく幸せに暮らしたい」というのは、すべての人の願いではないでしょうか。

一方で、私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人や障がいのある人、子育てや家族の介護に負担を感じたり悩んだりしている人、言葉や生活習慣の違いから暮らしにくさを感じている人など、なんらかの支援を求めている人がいます。

とくに近年、核家族化や少子高齢化<sup>\*</sup>、地域のつながりの希薄化等が進行し、地域社会を取り巻く課題は日常的なものから深刻なものまで、複雑・多様化しています。

たとえば ひとり暮らし高齢者や認知症<sup>\*</sup>の増加、核家族化による子育て・介護の負担増大、いじめ、不登校、虐待、DV、孤立死、自死（自殺）の増加 など

課題の中には、家庭や地域だけでは、また既存の制度やサービスだけでは解決がむずかしいものも少なくありません。こうした様々な課題を解決し、すべての人が安心できる地域をつくるためには、様々な担い手（市民・事業者・社会福祉協議会・行政）が地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等（自助・共助・公助の役割分担）を考え、実行していくことが必要です。

「地域福祉」とは、このような考え方をもとに様々な担い手が協力し合い、だれもが住みなれた地域で、孤立することなくゆるやかなつながりを感じながら、安心して自分らしく暮らせる社会をめざすことをいいます。

### 三田市まちづくり基本条例（平成24年7月1日施行）

第7条 まちづくりにおける課題は、次の各号に掲げる手段によりその解決を図ります。

- (1) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。
- (2) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。
- (3) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。

自助

共助

公助

#### <sup>\*</sup> 少子高齢化

出生数が減少し、総人口の中で高齢者人口の占める割合が、相対的に高くなっていくことをいう。高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合をいう。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」、21.0%以上で「超高齢社会」と言われる。

#### <sup>\*</sup> 認知症

脳や身体の疾患を原因として記憶や判断力などの障害が起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。



## 第2節 三田市の地域福祉計画・地域福祉推進計画

### 1. 計画策定の背景

平成25年の住民基本台帳によると、三田市の高齢化率は17.6%と、県(24.1%)・国(24.1%)よりも低い数値となっているものの、全国と同様に少子高齢化は確実に進行しています。

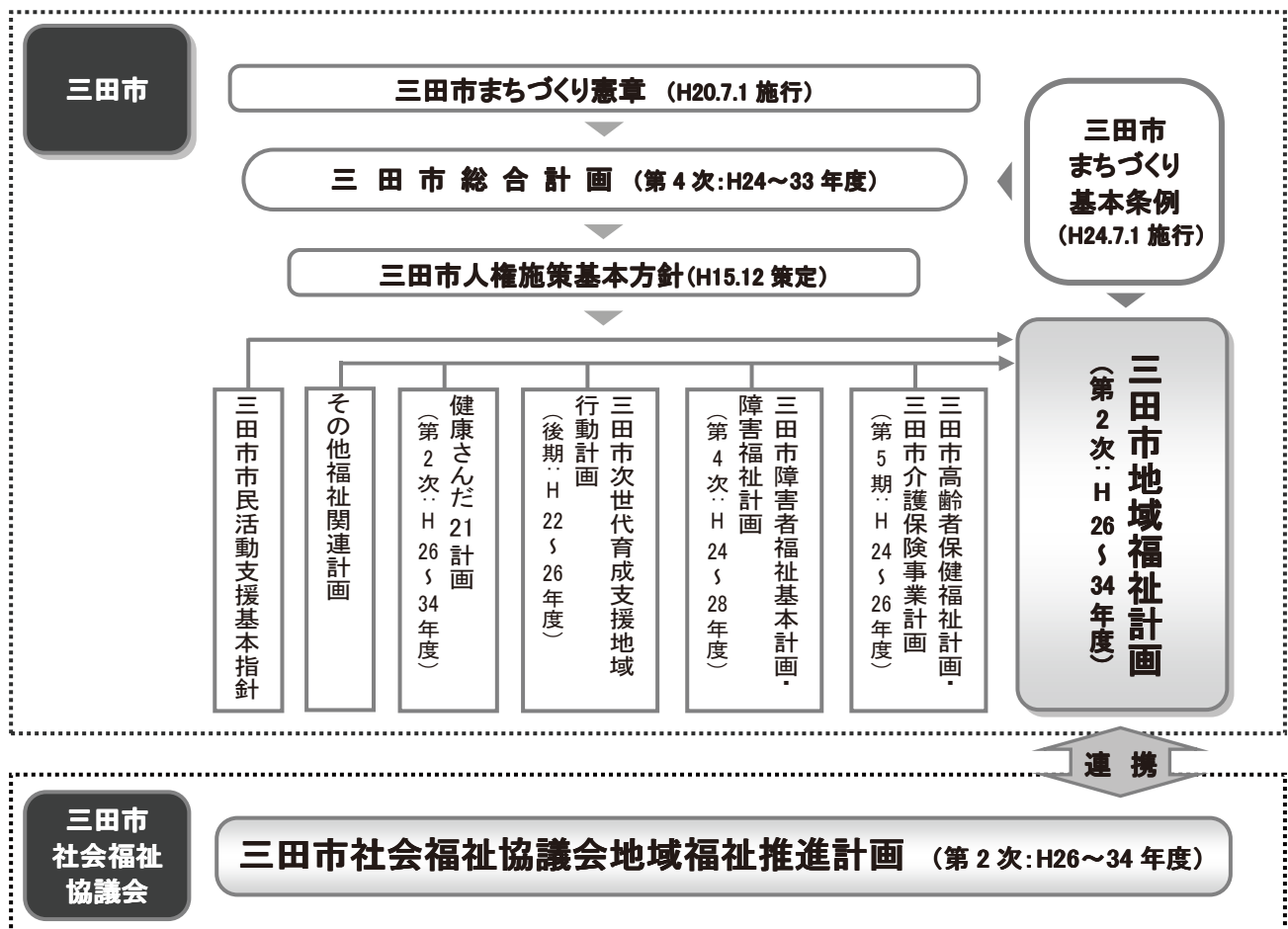
三田市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成17年に「三田市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの提供体制づくりなど、様々な施策を進めてきました。また、社会福祉協議会においては平成15年に「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を策定し、市民の交流活動や支え合い活動等を支援してきました。

一方この間、全国の状況をみると、孤独死や自死、虐待の増加等、私たちを取り巻く社会問題はますます深刻化しており、「制度の狭間」といわれるように、公的なサービスや制度だけでは対応できない課題が増えています。こうした課題に対応するために平成20年にまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書(厚生労働省)」では、基本的な福祉ニーズは公的サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの対応を図るうえで、住民が主体的に関わり支え合いながら地域における「新たな支え合い」(共助)を進めるなどの考え方が示されました。

また、深刻な経済不況や東日本大震災の経験から、生活困窮者対策や災害時要援護者対策等が新たな課題として注目されています。さらに国では、介護保険制度の改正や障害者総合支援法の成立、子ども・子育て関連3法の成立など、様々な福祉政策の見直しを進めています。

このような背景を踏まえ、三田市における課題を再度整理し、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が協力して課題解決のために取り組むことをめざし、この度「三田市地域福祉計画」及び「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「両計画」といいます。)を一体的に見直しました。

## 2. 計画の位置づけ



### 地域福祉計画とは

社会福祉法 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の行政計画です。福祉の総合計画ともいわれます。

地域福祉の様々な担い手（市民・事業者・社会福祉協議会・行政等）の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念としくみをつくる計画です。

### 地域福祉推進計画とは

法律上の規定はなく、社会福祉協議会等が策定する民間計画です。（社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。）

住民協議体である社会福祉協議会の使命である「住民主体」の原則のもと、地域の生活課題を解決するために、住民自ら様々な担い手と協力し合い地域福祉を実践するための行動計画です。

## 3. 計画の期間

両計画の期間は、平成 26 年度から平成 34 年度までの 9 年間とします。

ただし、社協地域福祉推進計画の年次計画・成果指標については、平成 30 年度までの 5 年間としており、平成 30 年度に、以降分の検討・作成を行います。

#### 4. 計画の策定体制

(1) 「三田市健康福祉審議会（地域福祉部会）」及び「三田市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定特別委員会」の開催

両計画は、地域福祉を推進するという目的を同じくする計画であるため、「三田市健康福祉審議会（地域福祉部会）」と「三田市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定特別委員会」を同じ委員で構成するとともに、それぞれの事務局である市と社会福祉協議会が連携しながら審議を行いました。

(2) 三田市市民意識調査の実施

三田市内に在住する満20歳以上の市民を対象に、地域付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識、福祉サービスの利用状況等の実態を把握するために市民意識調査を実施しました。

対象者数	不到着	実質配布数	回収数	有効回収数(率)
1,500人	5件	1,495件	830件	830件(55.5%)

資料:「平成24年度三田市市民意識調査報告書」

(3) 社会福祉協議会による地域課題の把握

身近な暮らしの場で住民同士の支え合いの輪を広げていく活動のひとつとして各地区で開催している住民座談会におけるご意見、サービス・事業利用者意向アンケート調査及び地域活動者意向アンケート調査の結果等を通じて、様々な地域課題や住民ニーズを把握し、計画策定の基礎資料として活用しました。

### 第3節 地域福祉計画・地域福祉推進計画の推進体制

#### 1. 計画の進捗状況の管理・評価

両計画は、高齢者や障がいのある人、子どもなどを含むすべての市民を対象とすることから、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの様々な分野にわたります。

このため、地域福祉計画においては市が、地域福祉推進計画においては社会福祉協議会がそれぞれ中心となり、市関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、地域福祉計画に基づく施策を推進するため、市が進行管理を行うとともに、「三田市健康福祉審議会」において定期的に計画の進捗状況などの報告を行い、意見・提言・評価をいただくこととします。

## 2. 各主体の役割と連携

両計画は、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが必要です。

### 市民

住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域のことをよく理解している住民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識を持つことが大切です。そうした意識のもと、地域住民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、また市民活動に参加することを通じてお互いに支え合い、助け合える関係を築くことをめざします。

市民活動には、地域コミュニティ※を中心によりよい地域づくりをめざす地縁型活動（区・自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員※等）と、福祉や健康などのテーマに応じた活動をするテーマ型活動（ボランティアやNPO※、当事者団体等）があります。地域福祉を推進するため、地縁型活動やテーマ型活動など対象を問わず、活動者同士が互いの良さを活かしてつながり、協働の取り組みを推進します。

### 事業者

福祉サービスの提供者として、サービスの質の確保、市民ニーズにもとづく新たなサービスの開発、市民への情報提供や相談、利用者の権利擁護※及び自立支援などに取り組みます。

また、福祉サービス提供事業者に関わらず、市内のすべての事業者は、地域社会の一員として、地域課題に応じて市民や社会福祉協議会、行政と協働の取り組みを推進します。

---

#### ※ 地域コミュニティ

人が何らかの帰属意識を持ち、一定の連帯や支え合いの意識が働いている集団等をいう。特に、同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられる地縁型コミュニティを地域コミュニティという。

#### ※ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童福祉法に基づき、児童委員を兼務する。三田市の区域担当民生委員・児童委員は218人、主任児童委員は10人である。

#### ※ NPO

民間非営利組織ともいい、行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のことをいう。平成10年に法人格を与えるなど、活動を支援するための特定非営利活動推進法が成立した。全国的には福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。

#### ※ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症、障がいのある人等に代わり、援助者が代理としてその権利行使を支援することをいう。

## 社会福祉協議会

地域福祉推進計画に基づき、地域住民が主体的に様々な生活課題や福祉課題を解決する「地域の福祉力」を向上させるため、地域特性に応じた市民活動への支援、活動団体間のネットワークづくりの支援など、地域福祉推進のための中心的な役割を果たしていきます。

## 行政

支え合いの地域づくりに向けた住民の主体的な活動を支援するとともに、社会福祉協議会が地域福祉推進の担い手として、地域の中で十分に認知され、地域に根ざした活動が展開されるよう支援をしていきます。

また、住民が安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを行うとともに、サービスや制度だけでは解決できない問題については、市民・事業者・社会福祉協議会等と連携し、住民一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援ができる体制をつくります。

## 第2章 地域福祉計画・地域福祉推進計画のめざすもの

### 第1節 計画の考え方

#### 1. 基本理念

#### **だれもが住みなれた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち**

住みなれた地域で、すべての市民が安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいを持って参加できる地域社会を実現することを両計画の基本理念とします。

#### 2. 基本目標

基本理念に示す地域社会の実現に向け、次の5つの基本目標を設定しました。

#### **1 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり**

だれもが「自分のこと」として心のひだに感じることができ、参加したいと思える活動内容の充実を図るとともに、地域福祉を担う人材(財)育成を進めます。

#### **2 みんなでふれあい、支え合うまちづくり**

子どもから高齢者まで、だれもが孤立せず地域でつながりを感じることができ、お互いに支え合うことができる市民のネットワークづくりを進めます。

#### **3 支援が必要な人を見逃さないまちづくり**

地域で孤立している人や、災害時に自力では避難できない人など、支援が必要な人を日頃から見逃さず、自主的な見守りが行われる地域づくりを進めます。

#### **4 安心して支援が受けられるまちづくり**

家庭や地域で解決することが困難な課題を抱える人が、そのニーズに応じて安心して支援を受けることができるよう、市民と専門機関が連携し、その人らしさを大切にした支援体制づくりを進めます。

#### **5 地域福祉の基盤づくり**

市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が協働で地域福祉を進めるためのコミュニティづくりや環境整備、財源確保など、基盤づくりを進めます。

## 第2節 三田市の地域福祉において大切にしている視点

### 1. 三田市における重点課題

#### 1. 担い手が魅力を感じ継続できる、地域に根差した地域福祉活動づくり

住民ニーズの複雑・多様化に伴い、交流や生きがいづくりだけではなく、外出支援等の生活支援まで、求められる活動内容が広がってきています。そうした中、区・自治会、民生委員・児童委員等の地縁型活動では活動者の負担が増大しており、担い手不足が深刻な問題となっています。一方、福祉ボランティアは高齢化傾向にありますが、興味分野や得意分野を活かしたテーマ型活動への関心は高まってきています。

今後、担い手を育成するためには、農村・ニュータウン・市街地が共存するという三田市の特性を生かして地縁型活動とテーマ型活動のつながりを強化し、だれもが魅力を感じる地域づくり、だれもが参加できる活動づくりが必要です。

		今後も今の活動を継続したいと回答した割合(件数)		継続したくない主な理由	
		継続したい主な理由			
地縁型団体	37% (209)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まだ継続できる(やり遂げたい)から</li> <li>• 自分のため、生きがいになっている</li> <li>• 地域の役に立ちたい</li> </ul>	⇔	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多忙(仕事や介護、子育てなど)で継続できない、自分の時間が取れない</li> <li>• 体調面、高齢で続けられない</li> <li>• 地域全体で役割を持ちまわる(活動する・役割分担する)ことが大切</li> </ul>	
テーマ型団体	90% (160)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分自身のライフワーク、生きがいになっている</li> <li>• 社会に活動が必要とされている</li> <li>• できることをできるだけやりたい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気力、体力、家庭環境などで続けられなくなった</li> <li>• 他のことに興味がある</li> <li>• 必要とされない、自分の思いと違う</li> </ul>	

資料:「三田市社会福祉協議会 地域活動を行うみなさまへの意向アンケートまとめ」(平成 22 年)

#### 2. 地域特性を踏まえた活動に適した基盤・拠点づくり

三田市は、ニュータウン・市街地・農村と多様な地域特性があり、地域特性に応じて多様な地域福祉活動が展開されています。また、隣近所から市全体まで、活動範囲は様々です。

三田市では、平成 17 年から順次、市内 6 か所に小地域の福祉活動を支援する『地域福祉支援員』(社会福祉協議会)を配置し、地域福祉の推進を図ってきました。また、社会福祉協議会では、ふれあい活動推進協議会を中心に地区別に住民座談会を開催し、地域住民とともに地域福祉の進め方について検討を進めています。

「地域福祉」は「協働のまちづくり」の概念に含まれるものであり、切り離すことはできない関係です。平成 24 年には、協働のまちづくりを推進するため「三田市ま

ちづくり基本条例」を制定するとともに、『地域担当制<sup>※</sup>』（市）をスタートさせました。

地域福祉のしくみづくりは、「三田市まちづくり基本条例」をふまえ、全市的な協働のしくみづくりと合わせて考えていく必要があります。また、地域特性を踏まえたきめ細かな活動内容の検討や、活動内容に応じた圏域についての検討が必要です。

	H17	H20	H24
小地域のつどい・サロン 開催拠点数 (開催回数)	91 拠点 (699 回)	89 拠点 (757 回)	115 拠点 (1,140 回)

資料:「三田市社会福祉協議会事業報告書」

	H23	H24
ふれあい活動推進協議会 住民座談会開催地区数 (延べ開催回数)	11 地区 (14 回)	11 地区 (13 回)

資料:「三田市社会福祉協議会事業報告書」

	H17	H20	H24	H25
地域福祉支援室設置数 (地域福祉支援員数)	2か所 (2名)	4か所 (4名)	6か所 (6名)	6か所 (9名)

資料:「三田市社会福祉協議会事業報告書」

地域福祉支援室の認知度	34.4%
-------------	-------

資料:「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」

### 3. 緊急時に確実に実践できる要援護者支援のしくみづくり

阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験から、災害時における「自助」「共助」の重要性の認知が進んでいます。一方、個人情報保護の問題等から、地域住民間の情報共有に抵抗があるなど、その支援にあたっては様々な課題が指摘されています。

災害時を見据えた日頃からの活動の重要性も含めて、要援護者支援<sup>※</sup>のあり方を検討する必要があります。

	H17	H20	H24
災害時要援護者支援制度登録者数	-	1,143 人	1,583 人
自主防災組織 <sup>※</sup> 数 (加入世帯数)	34 組織 (20,265 世帯)	49 組織 (25,485 世帯)	56 組織 (31,868 世帯)

資料:三田市資料

#### ※ 地域担当制

地域が抱える課題を市民と行政が共有し、解決に向けた地域の活動をサポートするため、市民センターなどに配置された地域担当職員が、地域に対し様々な協力や情報の提供等を行い、地域コミュニティの活性化と市民力・地域力の向上を図る制度をいう。

#### ※ 要援護者支援

高齢者世帯、要介護者、障害のある人、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れた外国人といった災害時に1人で避難が難しい市民を支援すること。

#### ※ 自主防災組織

地域住民が、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織で、平常時は、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行う。また、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出援護、避難誘導などの活動を行う。



#### 4. 制度のはざま等、複雑・困難な課題を解決するためのしくみづくり

経済的な困窮者をはじめ、認知症高齢者や引きこもりなど、分野や対象を越えた複雑・困難な課題が増大しています。こうした課題は、地域だけで解決することはできませんが、その一方で、既存の公的支援制度では対応できない状況もうかがえます。

市・社会福祉協議会では現在、権利擁護に取り組む専門機関（（仮称）権利擁護・成年後見支援センター）の設置について検討を進めています。

地域だけでは解決が困難な課題に対し、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等の連携、役割分担による、全市的なセーフティネット<sup>※</sup>のしくみづくりが必要です。

	H17	H20	H24
福祉サービス利用援助事業利用件数	5 件	8 件	19 件
福祉資金貸付事業相談件数	141 件	212 件	295 件
生活保護に関する相談件数	151 件	205 件	217 件

資料：三田市資料、三田市社会福祉協議会資料

	H24	H25(4～9月)
権利擁護相談 相談件数	174 件	186 件

資料：三田市社会福祉協議会資料

H25(4～9月)権利擁護相談 相談件数内訳															
身の回りのこと	家族のこと	近隣のこと	健康・病気	就労	日常金銭管理	財産管理	年金	負債	財産分与・遺言	虐待	消費者被害	福祉サービス	成年後見制度 <sup>※</sup>	その他	合計
10 件	30 件	6 件	28 件	5 件	17 件	2 件	4 件	17 件	4 件	7 件	1 件	7 件	11 件	37 件	186 件

資料：三田市社会福祉協議会資料

#### 5. 協働の取り組みを確実に実行するためのしくみづくり

地域福祉計画・地域福祉推進計画は、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等、様々な主体の参画による策定だけでなく、協働で実行することが大切です。

それぞれの役割を明確にし、適切な評価・進行管理ができるしくみづくりが必要です。

##### ※ セーフティネット

安全を確保するための方策。高齢者や障害のある人などが地域で孤立しないよう、安否確認や声かけなど、地域全体で支えあう運動や事業を行ったり、関係機関との連携を図ることをいう。

##### ※ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が無いまたは不十分な状態にある人や、契約時に判断能力はあるが、将来低下した場合の財産管理、介護等の契約、遺産分割等を本人に代わって成年後見人等が行う制度をいう。

## 2. 大切と考える視点

両計画は、地域の様々な福祉課題を解決するための活動や人材、つまり「資源」をつくり出すことを目的としています。

三田市では、これまでも市民・事業者・社会福祉協議会・行政等がそれぞれ様々な活動・事業に取り組んでおり、たくさんのサービスやプログラム等の「資源」があります。しかし、すべての課題解決にはいたっていないのが現状です。

例えば「本当に必要な人に届いていない」「関心はあるけど方法がわからない」「同じような取り組みがたくさんある」といった声があるように、今ある資源が効果的に機能していないことがわかってきました。

一方で、「今は別々の活動であるが、連動させると効果が出るかもしれない」「別々の活動であるが、同じ目的ではないか」といった取り組みもみえてきます。

また、地域住民からは「既にたくさんあるのに、また新しいものをつくるのは非効率ではないか」といった声も聞かれます。

そこで三田市では、「**今ある資源がつながることで、新しい効果や価値をつくり出すことができる**」という視点で、両計画における「資源」の充実・開発に取り組むため、基本目標に基づき、大切な視点を5つ設定します。

### 大切にする視点1 地縁型活動とテーマ型活動を協働によりつなげる

地域福祉を進めるためには、地域に根ざしながら、担い手が魅力を感じることで、長期的に継続できる活動が求められます。そのため、地縁型活動とテーマ型活動が互いの強み・弱みを補完し合い、ともに地域のために活動できる体制づくりを進めます。

地縁型活動団体とテーマ型活動団体が交流及び情報交換できる場づくりや、互いのニーズを把握し、内容によって活動団体をコーディネート\*する機能の強化を図ります。



\* コーディネート

コーディネートは、支援を必要としている人と、支援者や社会資源を結び付けたり、関係機関・団体同士の連携を図るなど点と点を結び付けていく活動をいう。

## 大切にする視点2 見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化をつなげる

地域福祉でもっとも重要な取り組みのひとつが、高齢者や障がいのある人、子ども、子育て中の家庭等、支援を必要とする人が孤立しないよう、身近な地域における見守り・支援（セーフティネット）が行われる体制づくりです。また、角度を変えて見てみると、地域における見守り・支援と、子どもから高齢者まですべての市民がいきいきと暮らすことのできる魅力ある地域づくり（地域活性化）は一体のものであるといえます。

そのため、保健・福祉分野だけにとどまらず、まちの魅力づくりに関わる幅広い分野が連携し、見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化が連動する体制づくりを進めます。



## 大切にする視点3 日常と災害時をつなげる

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験から、災害時に迅速に対応するためには、日頃からの地域活動や防災活動の重要性が再認識されました。とくに、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等、災害時に避難支援を必要とする人については、日常における状況把握と見守りが必要不可欠といわれています。

「災害にも強い地域づくり」を合言葉に、日常の活動と災害時対策を連動させ、より効果的な支援体制づくりを進めます。



#### 大切にする視点4 権利擁護とエンパワメント（自立支援）をつなげる

生活困窮者をはじめ、認知症や引きこもりなど、複雑・困難な課題の増大にともない、権利擁護の重要性が高まっています。同時に、それらの課題を抱えた人の権利を「守る」ことはもちろん、その人が生きがいを感じながら自分らしく生きることができ、支援のあり方が求められています。そのため、現在設置準備を進めている「(仮称)権利擁護・成年後見支援センター」を拠点として、当事者が地域の人材として活躍できる支援体制づくりを進めます。



#### 大切にする視点5 行政と民間を協働によりつなげる

両計画は、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等と、様々な主体が参画し、協働で実行していくことが大切です。三田市まちづくり基本条例に基づき、行政・民間が互いに強み・弱みを補完し合う、協働のしくみづくりが求められています。そのため、地域福祉支援室と地域担当との連携強化等、市民主体の地域福祉活動を支える基盤整備を進めます。



### 第3節 地域福祉を構成する6つの要素

抽象的な捉え方をされる“地域福祉”ですが、具体的に地域で実現していくためには、地域福祉の6つの要素の中身を明確にすることが必要です。

#### 人材 組織

#### だれが？どんなネットワークで？

どんな人材や組織が主体となって、どう連携して取り組むのか。

#### 拠点

#### どこで？

どんな範囲（エリア）で、どこを拠点として取り組むのか。隣近所の小さな範囲なのか、市全体の大きな範囲なのか。

#### 活動 事業

#### 何を？

具体的にどんな内容の活動・事業を行うのか。

#### 財源

#### 先立つものは？

取り組むための財源はどうするのか。

#### 情報

#### どんな発信方法で？

活動への参加を促すため、取り組みをどのように周知するのか。また、本当に必要としている人にどのように支援情報を届けるのか。

#### 文化 風土

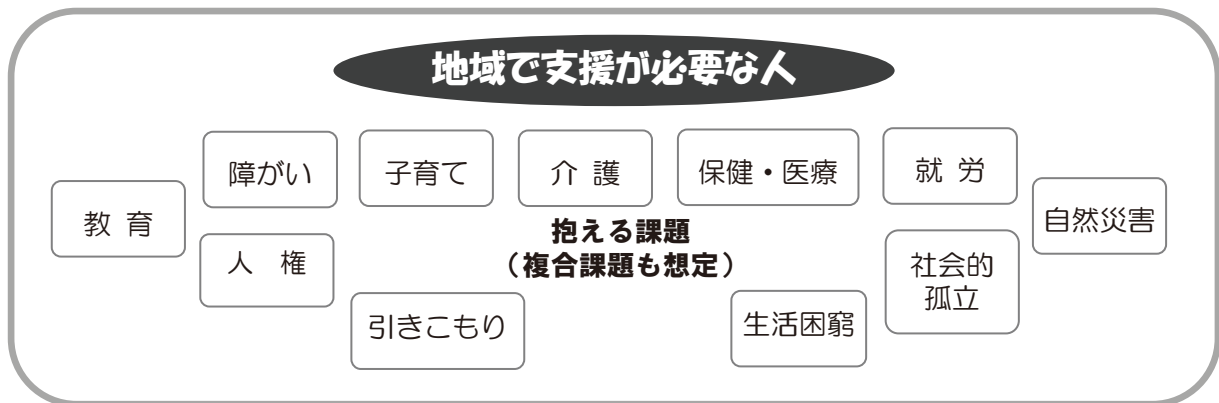
#### 取り組みが続くとどんな地域になるか？

取り組みを続けたときに、10年後、50年後にどんな地域になっているのか。どんな文化・風土をつくっていくのか。

## 第4節 計画の圏域と活動主体

平成20年にまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（厚生労働省）」には、地域福祉を推進するために必要な条件のひとつに「適切な圏域を単位としていること」と示されています。

地域福祉活動では、地域に生活する住民にしかみえない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになります。



地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような圏域が自ずと地域福祉活動の圏域となるといえます。

また、地域福祉活動の圏域については、考え方はひとつではなく、地域の実情や生活課題、活動内容等に応じて設定されるべきであり、近隣の小さな単位から広域的なものまで、重層的に捉えることが必要です。

「第4次三田市総合計画」では、市民センター<sup>※</sup>等を総合的な拠点として、協働のまちづくりを進めていくことを目指しています。しかし現状では、市民センターや地域包括・高齢者支援センター<sup>※</sup>等の各拠点の圏域設定は活動内容に応じて異なっています。

地域福祉を効果的に推進するため、その基盤となるコミュニティのあり方とともに、活動内容に応じた圏域のあり方を検討していきます。

### ※ 市民センター

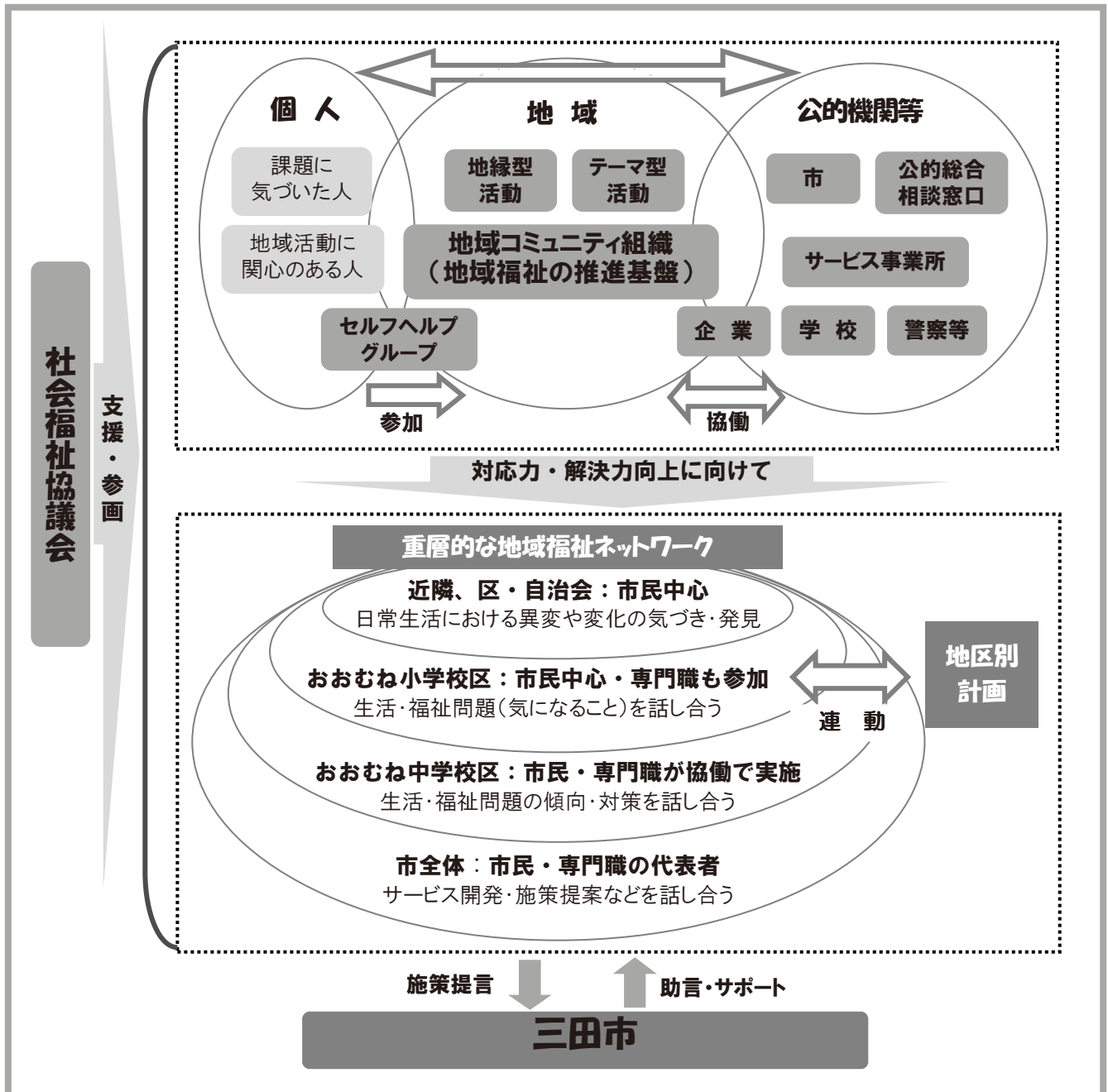
市民の自主的、主体的な学習及び文化活動並びに市民相互の多様な交流を促進し、コミュニティ意識の醸成を図り、活力ある住みよい地域社会を形成することを目的として設置された施設をいう。貸館業務のほか住民票などの諸証明発行、公金の収納などの行政サービスを提供している。また、地域コミュニティ活動の拠点として、地域担当職員を配置している。広野、藍、フラワータウン、ウッディタウンの各市民センターのほか、同様の機能を持つ施設としては、まちづくり協働センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、ふれあいと創造の里がある。

### ※ 地域包括・高齢者支援センター

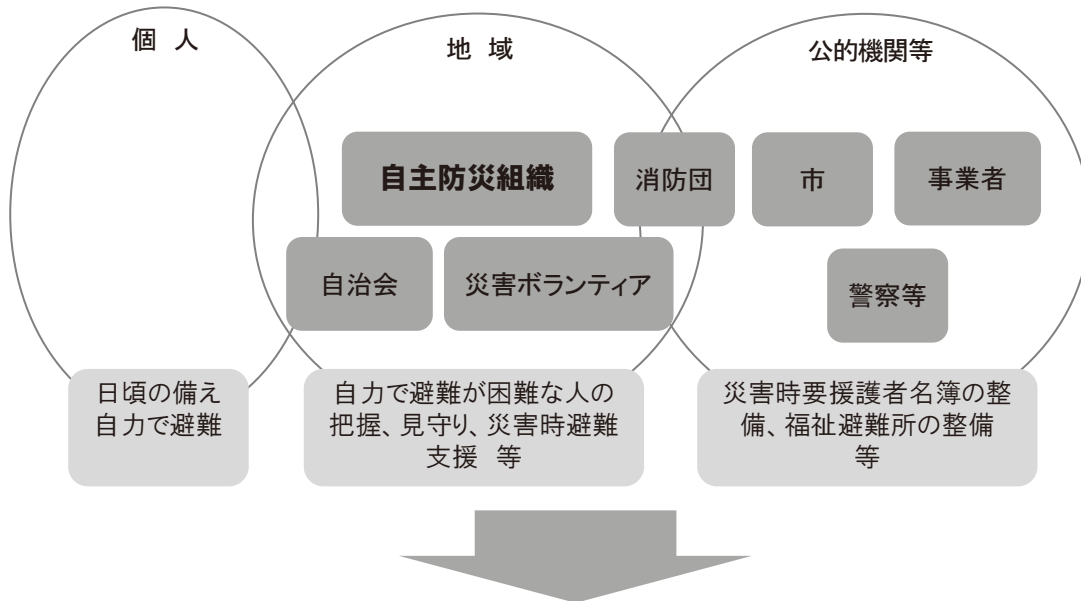
地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中枢機関をいう。高齢者支援センターは、地域のワンストップサービスの拠点として、24時間体制で担当地域の高齢者等の総合相談業務や介護予防事業、虐待防止等の権利擁護事業、地域包括ケア体制づくりに取り組んでいる施設をいう。

三田市で地域福祉を推進するにあたっては、まずは近隣の小さな単位において、日常生活における声かけや安否確認などを通じ、異変や変化に気づくことが市民の重要な役割といえます。

さらに、そこで発見された課題は、より広域な単位で市民と専門職をはじめとする関係機関が話し合う場をもち、ともに解決に向けて手をつなぐゆるやかなネットワークを築いていくことが求められます。こうした地域福祉のネットワークは、課題の困難さなどに応じて重層的に構築されることが望ましいと考えられます。



## 重層的な地域福祉ネットワーク例～災害時～



### 対応力・解決力向上に向けての話し合い

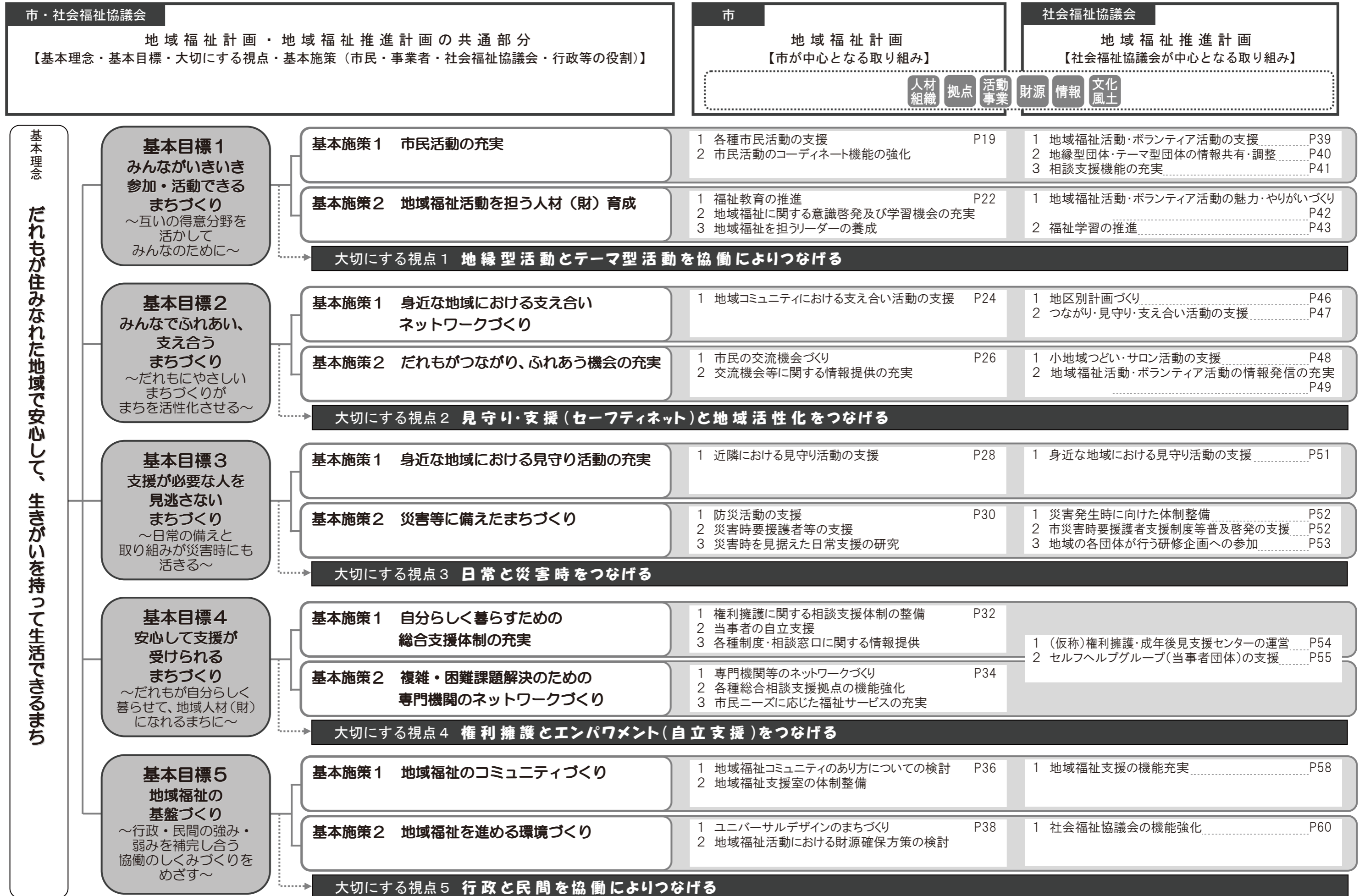
三田市では、区・自治会単位において、自主防災組織や自治会、民生委員等が話し合う場を設けている地域があります。

その話し合いを踏まえ、市全体において、市民や関係機関等の参画により話し合いを進めています。





第5節 地域福祉計画・地域福祉推進計画の体系図



### 第3章 取り組みの方向性（地域福祉計画）

#### 第1節 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

～互いの得意分野を活かしてみんなのために～

##### 1. 市民活動の充実

三田市では、まちづくり協働センターにおいて、市民活動の総合的な支援を行うとともに、各地区の市民センターにおいても地域に応じたきめ細かな活動支援に取り組んでいます。また、福祉ボランティアの総合支援拠点として、社会福祉協議会が「ボランティア活動センター」を運営しています。

今後もこれらの拠点を活かし、市民が「参加したい」「楽しそう」と思える魅力ある活動づくりを支援します。特に、地縁型団体とテーマ型団体の連携が課題になっていることから、団体間のネットワーク化を重点的に進めます。

##### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事やイベント等、身近な地域の活動に積極的に参加します。</li> <li>○まちづくり協働センターやボランティア活動センター等を活用し、関心のある市民活動に積極的に参加します。</li> <li>○市民活動団体は、市民が「参加したい」「楽しそう」と思える魅力ある活動づくりに取り組みます。</li> <li>○地縁型団体やテーマ型団体等の立場を越え、互いの得意分野を活かし、団体同士が連携しながら地域福祉活動に取り組みます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域を構成する一員として、事業活動などを通じて、地域福祉活動に関わります。</li> </ul>
社会福祉協議会	<div style="text-align: right; font-size: small;">地域福祉 推進計画</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福祉活動・ボランティア活動の支援..... P 39</li> <li>(2) 地縁型団体・テーマ型団体の情報共有・調整..... P 40</li> <li>(3) 相談支援機能の充実..... P 41</li> </ul>

行政	<p>(1) 各種市民活動の支援 ○活動場所の提供や活動内容に関する相談等、各種市民活動の支援を行います。</p> <p>(2) 市民活動のコーディネート機能の強化 ○地縁型団体やテーマ型団体間が、活動内容や目的に応じて互いに連携して活動できるよう、情報提供やコーディネート等、総合支援体制を強化します。 ○まちづくり協働センターや市民センター、ボランティア活動センター等、拠点間の連携強化に取り組みます。</p>
----	---

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
地域活動へ参加している人の割合 (※) (全体から「(参加している地域活動は) 特にない」と不明・無回答を除いた割合)	60.1%	80.0%
地域活動に参加していない理由で「活動に興味がない」と回答した人の割合 (※)	19.9%	減少

※ 「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」

## 2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成

三田市は高齢化率が低いまちですが、今後高齢化は急激に進行すると予測されています。長期的な視点で安心して暮らせるまちをつくるためには、今から地域福祉の新たな担い手を育成していくことが必要です。そのためにも、市民一人ひとりが地域における様々な課題を「自分のこと」として心のひだに感じるができる風土づくりを着実に進めるため、福祉教育や意識啓発に取り組みます。また、市民活動や地域福祉活動に関心のある人を実際の活動につなげるための機会づくりやリーダーの養成に取り組みます。

### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<p>○介護や子育て等、あらゆる福祉課題はすべての人にとって身近な問題であり、支援をする側・される側どちらの立場にもなりうることを理解し、「自分のこと」として考え、「お互いさま」の気持ちを持って暮らします。</p> <p>○若年・壮年・中年・シニア層等、世代や性別に関わらず、自分の得意分野を発揮し、関心とやりがいを持って市民活動に参加します。</p> <p>○行政や社会福祉協議会が主催している出前講座等に参加し、地域福祉について主体的に学習します。</p> <p>○市民活動団体は、若い世代や団塊の世代※、シニア層の男性など、地域に関心の低い人や、関心があるにもかかわらず参加しにくい人でも気軽に参画しやすく、継続しやすいよう活動内容を工夫します。</p> <p>○市民活動団体は、行政や社会福祉協議会が主催する研修等を活用し、リーダーの資質向上・養成に努めます。</p>
事業者	<p>○地域を構成する一員として、事業活動などを通じて、地域福祉活動に関わります。</p> <p>○行政や社会福祉協議会が主催している出前講座等に参加し、地域福祉について主体的に学習します。</p>
社会福祉協議会	<p style="text-align: right;">地域福祉 推進計画</p> <p>(1) 地域福祉活動・ボランティア活動の魅力・やりがいづくり..... P42</p> <p>(2) 福祉学習の推進..... P43</p>

※ 団塊の世代

1947～49年頃のベビーブームに生まれた世代のことをいう。

行政	<p>(1) 福祉教育の推進</p> <p>○高齢者や障がいのある人等を含むすべての人が、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら、自分らしく生活できる環境づくりの大切さを学ぶことができるよう、学校、幼稚園、保育所等における人権・福祉教育を、体験学習も交えながら推進します。</p> <p>○学校・行政・社会福祉協議会・地域住民等が協働して、地域における支え合い活動の大切さについて、子どもが学ぶことができる機会づくりを進めます。</p> <p>(2) 地域福祉に関する意識啓発及び学習機会の充実</p> <p>○両計画（市地域福祉計画、社協地域福祉推進計画）の周知を行います。</p> <p>○出前講座の開催等を通じて、地域福祉について意識啓発を行います。</p> <p>○若い世代や団塊の世代をはじめ、地域に関心の低い人に対し参加を呼びかけ、参画しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>○地域に関心はあるが、仕事や勤務の関係で市民活動に参加しにくい人でも気軽に参画し、活動を継続しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>(3) 地域福祉を担うリーダーの養成</p> <p>○まちづくり協働センターやボランティア活動センター等を拠点に、地域福祉活動を主体的に実践できるリーダーを養成します。</p>
----	---

◆成果指標

指標名	現状	目標 (H34)
行政・社会福祉協議会・学校等が協働で地域福祉に関する教育に取り組む割合 (全校のうち協働で取り組む学校の割合)	—	100%
両計画や地域福祉に関する出前講座等の開催数	3回 (平成 25 年度見込み)	毎年8回以上

## 第2節 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

### ～だれもにやさしいまちづくりがまちを活性化させる～

#### 1. 身近な地域における支え合いネットワークづくり

地域福祉は、地域の様々な課題に対して、個人や家庭で解決する「自助」、地域で協力して解決する「共助」、行政が協力して解決する「公助」が役割分担をし、また連携して取り組むことをいいます。

近年、生活困窮者や認知症高齢者等、「自助」では解決できず、また「公助」だけでも解決できない複雑・困難な課題を抱える人が増加しており、「共助」の重要性がますます高まっています。また、地域住民の抱える課題が複雑・困難になることを防ぐためにも、「共助」は非常に重要といえます。

これまで地域福祉における「共助」は、地域住民の交流や生きがいづくりなど、「地域のつながりを広げる」活動に重きが置かれてきました。今後はこうした活動に加え、ひとり暮らし高齢者の外出支援等、より具体的な地域課題への対応が求められており、「地域のつながりを深める」活動が充実するよう、支え合いネットワークづくりを進めます。

#### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	○地域で互いに異変や変化に気づくことができるよう、隣近所における声かけやあいさつ、ごみ出し、地域行事等を通じ、日常生活における安否確認や見守り活動に取り組みます。 ○暮らしの中で起こるちょっとした困りごとについて、地域住民同士の助け合い・支え合い活動に取り組みます。 ○地域の福祉課題を解決するため、地区別計画を策定し、支え合い活動に取り組みます。
事業者	○地域と連携し見守り活動に協力します。 ○地域の福祉課題を解決するため、地区別計画づくりに協力します。
社会福祉協議会	地域福祉推進計画 (1) 地区別計画づくり ..... P46 (2) つながり・見守り・支え合い活動の支援 ..... P47

行政	<p>(1) 地域コミュニティにおける支え合い活動の支援</p> <p>〇ふれあい活動推進協議会をはじめ、市民主体の組織によるつながり・見守り・支え合い活動が充実するよう支援します。</p>
----	---

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
隣近所の人と「困った時に助け合っている」割合 (※)	18.1%	30.0%

※ 「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」



## 2. だれもがつながり、ふれあう機会の充実

地域には、元気で活動的な人もいれば、心身の健康に不安があり引きこもりがちな人もいます。元気な人だけではなく、孤独感を感じている人も含めて、地域のだれもが参加・交流でき、ゆるやかなつながりを感じることでできる地域づくりが求められています。

地域で生きがいを感じながら活動することは、介護予防にもつながります。また、地域の交流の場に参加することは、市民活動参加への第一歩となり、地域福祉の担い手づくりにつながります。

そのため、福祉だけでなく、多様な分野と協力しながら、だれもが興味を持ち、楽しみながら参加できる機会を充実します。また、市民活動団体等が主体的に参加を呼びかけることでできる情報提供体制づくりに取り組みます。

### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域でゆるやかなつながりを持てるよう、日頃から声かけやあいさつを心がけましょう。</li> <li>○小地域つどい・サロン等、地域住民同士の交流機会づくりに取り組みます。</li> <li>○地域行事・イベント等の開催にあたっては、団体同士が協力し、障がいのある人等の当事者が参加できるよう、また、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できるよう配慮します。</li> <li>○市民活動団体は、積極的に情報発信に取り組み、主体的に市民の参加を呼びかけます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人等の当事者や、子どもから高齢者まで幅広い世代が集うことのできる場づくりに協力します。</li> <li>○掲示板の設置やチラシの設置等、市民の主体的な情報発信に協力します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<div style="text-align: right; font-size: small;">地域福祉 推進計画</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小地域つどい・サロン活動の支援 ..... P 48</li> <li>(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の情報発信の充実 ..... P 49</li> </ul>

行政	<p>(1) 市民の交流機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事・イベント等を通じ、障がいのある人等、当事者が参加できる機会をつくります。</li> <li>○多様な分野の団体と連携し、子どもから高齢者まで、すべての地域住民が参加・交流できる機会をつくります。</li> </ul> <p>(2) 交流機会等に関する情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設だけでなく身近な生活の場で必要な情報が得られるよう方法を検討し、実行します。</li> <li>○市民活動団体等が会員や一般市民に対して地域で参加・交流する大切さなどを伝えることができるよう、地域福祉に関する様々な講座や情報提供等を行います。</li> </ul>
----	--

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
福祉施設と児童・生徒等との交流行事のコーディネート数	—	増加

### 第3節 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

#### ～日常の備えと取り組みが災害時にも生きる～

##### 1. 身近な地域における見守り活動の充実

高齢者や障がいのある人等が住みなれた地域で孤立せずに安心して暮らすには、病気や災害等いざというときを見すえた支援体制が整うことが大切です。地域において、日頃から地域で支援が必要な人を把握し、市民の主体的な見守り活動が行われるよう支援します。また、福祉サービス事業者をはじめ、市民の日常生活に関わりが深い事業者等との協働による見守り活動に取り組みます。

##### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	○向こう三軒両隣等、身近な地域で互いに異変や変化に気づくことができるよう、声かけや安否確認など、日常生活における見守り活動に取り組みます。
事業者	○地域と連携し見守り活動に協力します。 ○福祉サービス提供事業者等は、利用者の見守りや日常生活支援を行います。
社会福祉協議会	(1) 身近な地域における見守り活動の支援..... 地域福祉推進計画 P51

行政	<p>(1) 地域における見守り活動の支援</p> <p>○向こう三軒両隣といった近隣における住民同士の声かけ・見守り活動の重要性について啓発を行います。</p> <p>○福祉サービス事業者や民生委員・児童委員、市民団体等との協働により、ひとり暮らし高齢者等の見守りや日常生活支援を行うための地域ケア会議※を推進します。</p> <p>○民生委員児童委員協議会の活動に対し、情報提供や相談、研修の開催等の支援を行います。</p>
----	--

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
見守りネットワークへの参加事業者数	—	増加
認知症サポーター※養成講座参加者数	3,842人	増加

※ 地域ケア会議

支援を必要とする高齢者等が住みなれた地域で暮らせるよう、その人らしさや地域とのつながりを大切にしながら個別支援を行うとともに、地域課題の発見や解決に向けて取り組むことを目的として、保健・医療・福祉等の専門機関や住民等、多様な主体が参加する会議をいう。

※ 認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

## 2. 災害等に備えたまちづくり

災害時に迅速に対応できる地域づくりのため、市民の主体的な防災活動が定期的に行われるよう支援します。また、引き続き災害時要援護者支援制度の普及を図り、災害時に支援が必要な人の支援体制を構築します。

災害はいつ何時起こるかわからないものであり、本来その対策は日常生活とは切り離せないものといえます。とくに高齢者や障がいのある人、子育て家庭等、災害時要援護者に限らず日常で支援を必要としている人については、その支援を行っている市民や事業所と連携して災害時の支援体制を構築することが効果的であると考えられます。そのためには、隣近所の住民同士による日常のコミュニケーションや支え合いも大切になります。日常と災害時を連動させた支援のしくみづくりについて検討していきます。

### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災用品や食料品を備蓄しておく、避難所や避難経路を把握しておくなど、まずは家庭や地域で日頃から災害時に備えます。</li> <li>○赤十字奉仕団や自主防災組織等、地域における防災活動に取り組みます。</li> <li>○災害時に支援が必要な人は、災害時要援護者支援制度に登録し、日頃から地域と関わりを持つよう心がけます。</li> <li>○地域では、高齢者や障がいのある人等、日頃から支援が必要な人を把握し、災害時を見据えた支援について話し合います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域を構成する一員として、災害等に備えたまちづくりに関わります。</li> <li>○福祉サービス提供事業者等は、災害時を見据えた利用者支援のあり方について行政や社会福祉協議会等と連携しながら研究します。</li> <li>○災害時には地域を守るための物質・場所・人材の提供等の協力を努めます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 5px;">地域福祉推進計画</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時に向けた体制整備..... P 52</li> <li>(2) 市災害時要援護者支援制度等普及啓発の支援..... P 52</li> <li>(3) 地域の各団体が行う研修企画へ参加..... P 53</li> </ul>

行政	<p>(1) 防災活動の支援 ○赤十字奉仕団や自主防災組織等、地域における防災活動の重要性について意識啓発を行うとともに、活動の周知を図ります。</p> <p>(2) 災害時要援護者等の支援 ○災害時要援護者支援制度の普及を図ります。 ○災害時要援護者等が避難後も安心して生活できるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉避難所の機能充実を図ります。</p> <p>(3) 災害時を見据えた日常支援の研究 ○災害時を見据えた日頃からの見守り支援について、効果的なあり方を研究します。</p>
----	---

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
自主防災組織数	56 組織	増加
「災害時要援護者支援制度」の認知度 (※)	27.7%	50.0%

※ 「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」

## 第4節 安心して支援が受けられるまちづくり

～だれもが自分らしく暮らせて、地域人材（財）になれるまちに～

### 1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実

地域福祉を推進するためには地域での支え合いが大切ですが、高齢者や障がいのある人等、福祉サービスをはじめとする公的支援が必要な人が適切な支援を受けられるしくみをつくることは行政の責務といえます。

とくに近年、認知症高齢者や発達障害、精神障害のある人が増加していることなどを背景に、権利擁護の重要性が高まっています。自力で判断することや権利を表明することが困難な人に対し、自分らしく生きることができるよう権利擁護に取り組む総合支援体制の整備を進めます。また、権利擁護を進めるにあたっては、当事者の権利を守るだけでなく、当事者が生きがいを感じることでできる生活支援及び自立支援（エンパワメント）の視点を大切に、よりよい支援のあり方を検討していきます。

さらに、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、支援が必要になったときにどこに行けばいいのかわかっておけるよう、各種制度や相談窓口に関する情報提供の充実を図ります。

#### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護の考え方を十分に理解し、認知症や障がいのある人等の尊厳や権利、生きがいを尊重します。</li> <li>○当事者及びその家族は、権利擁護の相談支援拠点である「(仮称)権利擁護・成年後見支援センター」を活用し適切な支援を受け、自分らしい生き方を実現します。</li> <li>○当事者及びその家族は、エンパワメントの視点を大切に、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら生活します。</li> <li>○子育て中の保護者や介護をしている家族等は、地域で同じ悩みや経験を共有できる仲間をつくります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス提供事業者は、利用者の尊厳や権利、生きがいを尊重したサービス提供を行います。</li> <li>○医療・保健・福祉、法律に関わる事業者は、権利擁護の相談支援拠点である「(仮称)権利擁護・成年後見支援センター」と連携し、権利擁護に取り組みます。</li> <li>○当事者の自立支援のため、就労環境づくりに協力します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<div style="text-align: right; font-size: small;">地域福祉 推進計画</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (仮称)権利擁護・成年後見支援センターの運営..... P54</li> <li>(2) セルフヘルプグループ（当事者団体）の支援..... P55</li> </ul>

行政	<p>(1) 権利擁護に関する相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護に関する相談支援拠点として、「(仮称)権利擁護・成年後見支援センター」を設置します。</li> <li>○市民後見人の育成等、権利擁護の支援ネットワークの拡充について検討します。</li> </ul> <p>(2) 当事者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の自立支援及びエンパワメントを実現する支援のあり方を検討します。</li> </ul> <p>(3) 各種制度・相談窓口に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスや相談窓口について、広報紙やパンフレット、ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。</li> <li>○電子メールやメルマガ等、インターネットを活用した情報提供を充実します。</li> <li>○子育て情報や介護情報等、対象者に応じた効果的な情報提供を充実します。</li> <li>○権利擁護関連の制度（成年後見制度、福祉サービス利用援助事業や生活福祉資金貸付事業等）・専門相談窓口の普及を図ります。</li> </ul>
----	--

◆成果指標

指標名	現状	目標 (H34)
「(仮称)権利擁護・成年後見支援センター」の設置	未設置	設置
権利擁護専門相談件数	186件	1,000件

### 権利擁護って？

侵害されている権利を護るだけでなく、本人が望む生活・関係を、本人の気持ちや役割を引き出しながら実現する「自立」を高めていくこと（エンパワメント）、そのような思いを受け入れ、実現の支援をできる地域づくりを行う視点が大切です。

権利侵害からの  
“救済”

- 法律・福祉等専門職による介入支援（虐待発生時の分離・保護など）
- 消費相談窓口による支援（契約解除など）
- 成年後見制度による代理

権利侵害を“生  
まない環境づくり”

- エンパワメント支援
- 本人らしい生活実現の支援
- 本人を取り巻く人々への福祉学習

地域福祉推進計画第4節より引用



## 2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり

地域福祉を推進するには、市民の支え合いネットワークだけでなく、「市民で解決がむずかしい問題を専門機関につなぎ、協力して解決する」、また「ひとつの専門機関では解決がむずかしい問題を複数の専門機関で協力して解決する」といったように、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が手をつなぎ課題を解決する地域ケアシステムの構築が重要です。

特に、生活困窮者や認知症高齢者等の抱える複雑・困難な課題に対し、専門機関や各種支援拠点の連携・機能強化を図ります。また、市民や事業者との協働により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供体制の充実を図ります。

### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	○生活困窮等、自分だけで解決できない複雑困難な課題に直面した際は、身近な相談相手や相談窓口、専門機関に相談します。
事業者	○医療・保健・福祉、法律に関わる事業者は、権利擁護について十分に理解し、様々な分野が協働して権利擁護に取り組めるようネットワーク化を図ります。 ○福祉サービス提供事業者は、研修や情報交換による職員の資質の向上を図るとともに、利用者のプライバシーの保護や、相談や苦情への速やかな対応など、サービスの質の向上、市及び関係機関との連携を図り、多様なニーズに対応して適切なサービスが提供できるよう努めます。
社会福祉協議会	<div style="text-align: right;">地域福祉 推進計画</div> (1) (仮称) 権利擁護・成年後見支援センターの運営..... P54 (2) セルフヘルプグループ（当事者団体）の支援..... P55

行政	<p>(1) 専門機関等のネットワークづくり</p> <p>○ひとつのサービスや制度では対応できない複雑・困難な課題については、多様な分野の相談窓口・専門機関が連携し、適切な支援を行います。</p> <p>○複雑・困難な課題に対応する専門機関等のネットワークづくりを担う専門職の確保・育成に努めます。</p> <p>○公的なサービスや制度では対応できない地域課題について、コミュニティビジネス<sup>※</sup>等、NPO 団体や市民団体、事業者等が主体のサービス開発を支援します。</p> <p>(2) 各種総合相談支援拠点の機能強化</p> <p>○地域包括・高齢者支援センター、障害者生活支援センター<sup>※</sup>、地域子育て支援センター<sup>※</sup>等、総合相談支援拠点としての各支援センターの周知徹底を図るとともに、各センター間の連携を図ります。</p> <p>(3) 市民ニーズに応じた福祉サービスの充実</p> <p>○保健・福祉分野の分野別計画に基づき、市民ニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>○高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする人が住みなれた地域で暮らせるよう、福祉サービスだけでなく、インフォーマル<sup>※</sup>サービスを含んだその人らしさや地域とのつながりを大切にしたケアマネジメント<sup>※</sup>を推進します。</p>
----	---

◆成果指標

指標名	現状	目標 (H34)
福祉サービスを利用した際に「相談・問い合わせ先が分からなかった」と回答した人の割合 (※)	17.8%	減少

※ 「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」

※ コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する活動をいう。

※ 障害者生活支援センター

障がいのある人に対する在宅福祉サービスの利用援助や総合相談等、障がいのある人の在宅生活を支援する拠点で、総合福祉保健センター内に設置されている。

※ 地域子育て支援センター

親子で遊ぶ場や子育て相談等、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点で、湊川短期大学内に設置されている。

※ インフォーマル

非公式の。⇔フォーマル。

家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる私的な活動をいう。

※ ケアマネジメント

福祉サービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動をいう。

## 第5節 地域福祉の基盤づくり

～行政・民間の強み・弱みを補完し合う協働のしくみづくりをめざす～

### 1. 地域福祉のコミュニティづくり

三田市には、総合福祉保健センターやまちづくり協働センターのように、福祉やまちづくり全般に関する全市的な総合支援拠点が設置されています。加えて、地域包括・高齢者支援センターや地域子育て支援センター、市民センター等、市内各地区に支援拠点や活動拠点が設置されています。一方、こうした各拠点の圏域設定は活動内容に応じて異なっており、分野横断的に地域福祉を進めていくにあたっては、拠点間の連携や市民活動の推進等に少なからず支障がでることが懸念されています。

地域福祉を効果的に推進するため、その基盤となるコミュニティのあり方とともに、活動内容に応じた圏域のあり方を全市的に整理・検討していきます。

#### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<p>○地域で互いに異変や変化に気づくことができるよう、声かけや安否確認など、日常生活における見守り活動に取り組みます。</p> <p>○地域の見守り活動で気づいた課題については、様々な団体・機関や事業者等と話し合い、ともに解決に向けて取り組みます。</p>
事業者	<p>○福祉サービス提供事業者等は、利用者の見守りや日常生活支援を行います。</p> <p>○地域の見守り活動で明らかになった課題については、様々な団体・機関や住民等と話し合い、ともに解決に向けて取り組みます。</p>
社会福祉協議会	<p>(1) 地域福祉支援の機能充実</p> <p style="text-align: right;">地域福祉 推進計画 P 58</p>

行政	<p>(1) 地域福祉コミュニティのあり方についての検討</p> <p>○それぞれの圏域における地域福祉やまちづくりの拠点がうまく機能するよう、総合的に支援します。</p> <p>○地域福祉における課題等については、行政機関内部での連携、また地域福祉支援員との連携を図りながら、様々な地域福祉活動が円滑に行われるよう支援します。</p> <p>(2) 地域福祉支援室の体制整備</p> <p>○地域福祉支援室が本来の機能を果たせるように体制を整備します。</p>
----	---

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
地域福祉支援員との連携による地域福祉課題への対応件数	—	増加

## 2. 地域福祉を進める環境づくり

すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくりを実現するには、高齢者や障がいのある人等でも不安や不便を感じずに生活できる地域環境を整えていく必要があります。行政が公共施設や道路環境のバリアフリー\*化を進めることはもちろん、民間も含めて高齢者や障がいのある人等に配慮したユニバーサルデザイン\*の環境づくりを進められるよう、意識づくりに取り組みます。

また、地域福祉を推進するためには、市民の自主的な活動への積極的な協力・支援が欠かせません。とくに活動財源の確保は、市民活動の継続にあたって重要な課題となっています。行政と民間の協働事業の効果的な進め方と合わせて、適切な財源確保方策について検討を進めます。

### ◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市民	<p>○市民が集う場づくりや情報発信の手法等、日常生活の様々な場面において、高齢者や障がいのある人等が快適に暮らすことができるよう配慮します。</p> <p>○必要に応じて公募型企画提案事業や補助金、助成金を効果的に活用し、地域福祉活動に取り組みます。</p> <p>○すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくりを実現するため、高齢者や障がいのある人等、様々な立場の人が積極的にまちづくりに参画します。</p>
事業者	<p>○情報発信の手法等、様々な事業活動を通じて、高齢者や障がいのある人等が快適に暮らすことができるよう配慮します。</p>
社会福祉協議会	<p>(1) 社会福祉協議会の機能強化</p>

地域福祉  
推進計画  
P 60

#### \* バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁となる段差など、物理的な障壁の除去をいう。より広義に、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

#### \* ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。また、実現させていくこと。

行政	<p>(1) ユニバーサルデザインのまちづくり  ○公共施設や民間施設のバリアフリー化を進めます。  ○住民・事業者等に対し、ユニバーサルデザインについての啓発を行います。</p> <p>(2) 地域福祉活動における財源確保方策の検討  ○公募型企画提案方式による協働事業の実施や、既存の補助金・助成金制度の周知や効果的な活用方法等、市民主体の地域福祉活動における効果的な財源確保方策を検討します。</p>
----	---

◆成果指標

指 標 名	現 状	目 標 (H34)
ユニバーサルデザインという言葉も考え方も知っている市民の割合	—	増加

## 第2次

三田市社会福祉協議会

地域福祉推進計画

(平成26年度～平成34年度)

平成26年7月

社会福祉法人三田市社会福祉協議会





## ● 目 次 ●

第1節	みんながいきいき参加・活動できるまちづくり	39
1.	市民活動の充実	39
2.	地域福祉活動を担う人材（財）育成	42
第2節	みんなでふれあい、支え合うまちづくり	45
1.	身近な地域における支え合いネットワークづくり	45
2.	だれもがつながり、ふれあう機会の充実	48
第3節	支援が必要な人を見逃さないまちづくり	51
1.	身近な地域における見守り活動の支援	51
2.	災害時に備えたまちづくり	52
第4節	安心して支援が受けられるまちづくり	54
1.	自分らしく暮らすための総合支援体制の充実	54
2.	複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり	54
第5節	地域福祉の基盤づくり	57
1.	地域福祉のコミュニティづくり	57
2.	地域福祉を進める環境づくり	59



## 第1節 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

～互いの得意分野を活かして「みんな」のために～

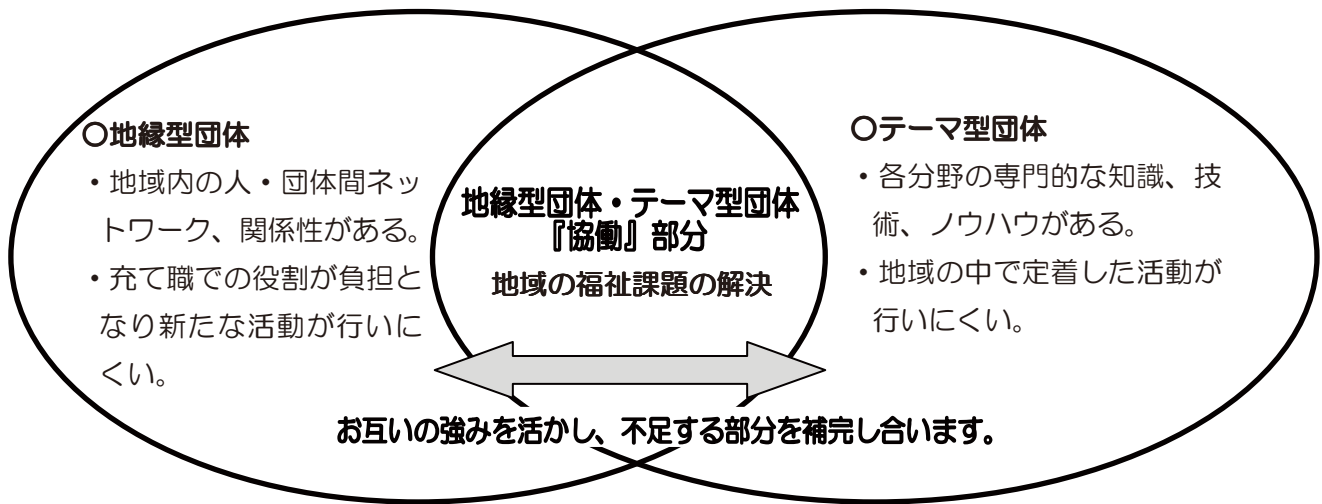
### 1. 市民活動の充実

#### H34の めざす姿

地縁型団体・テーマ型団体がそれぞれの良さや専門性を活かしながら「協働」できる体制づくりをめざします。

また、地縁型団体・テーマ型団体の活動内容、思い、ノウハウの情報共有が図られていることで、地域福祉活動・ボランティア活動がより魅力的で、参加しやすく、継続できる体制づくりをめざします。

#### 【活動団体の協働】



#### (1) 地域福祉活動・ボランティア活動の支援

社会福祉協議会に設置している地域福祉支援室<sup>※</sup>、ボランティア活動センター<sup>※</sup>により、地域福祉活動、ボランティア活動を支援していきます。

<sup>※</sup> 地域福祉支援室

市内6カ所の市民センターなどに設置し、地域福祉支援員を配置しています。地域福祉拠点として活動のアドバイス、専門機関の紹介、福祉に関する様々な相談を受け、地域の力を活かしながら一人ひとりが大切にされる地域づくりの支援を行っています。

<sup>※</sup> ボランティア活動センター

三田市総合福祉保健センターに設置し、ボランティアコーディネーターを配置しています。ボランティアの力を借りたい人と活動したい人を結びつけることにより、暮らしの困りごとを解決したり、ボランティア活動団体等の側面的支援や活動者の養成を行っています。

① 地域福祉活動・ボランティア活動への支援の充実

地縁型団体とテーマ型団体それぞれの活動を促進するため、地域福祉支援員、ボランティアコーディネーターの相談・支援機能、コーディネート機能を高め、活動団体を対象とした研修や組織運営を支援します。

- ふれあい活動推進協議会構成員、リーダー層を対象とした研修会の開催
- ボランティア活動センター登録グループ・個人ボランティアを対象とした研修会の開催（テーマ別ボランティア養成講座、組織運営に関する研修会など）
- 県・国・財団等の助成金の情報提供や社会福祉協議会による助成（共同募金を財源とした公募型配分の検討）
- 組織課題を抱える団体・グループへの支援



地域福祉活動者研修会

ふれあい活動推進協議会活動に必要な情報提供を行うとともに、活動者同士が学ぶ機会として、小地域福祉活動や地区別計画づくりについて研修会を実施しています。



ふれあい活動をさらに進めるために活発な意見交換が行われています。

(2) 地縁型団体・テーマ型団体の情報共有・調整

① 活動団体の支援者同士の連携とコーディネートの強化

地縁型団体とテーマ型団体が協働しやすいように、活動団体の支援者同士の連携を促進します。またコーディネートのあり方について支援者間で検討するとともに、活動に必要な情報を発信します。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	支援者間の連携 機会づくり				
		→			

### (3) 相談支援機能の充実

活動にあたって「どこに相談に行ったらいいのかわからない」「引っ越す（引っ越してきた）がこれまでの活動を継続したい」など、住民の相談に対して、適切な情報提供や活動をスムーズに行えるよう調整するなど相談支援機能を充実します。

- 各支援者で把握している登録グループなど人材の情報共有
- 活動団体の出会いの機会づくりなど連携事業の実施



#### さんだつながりバンク

各地区小地域つどい・サロン、敬老会、福祉施設、学校行事など様々な機会、活動者同士が出会い、新たなつながりを生み出しています。

(65グループ36個人が登録：平成25年9月現在)



## 2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成

### H34の めざす姿

若年層・壮年層・中年層・シニア層の各年代が参加しやすい地域福祉活動・ボランティア活動の機会があり、自分の得意分野を発揮することで喜び・充実感を持つ活動者の増加をめざします。

#### (1) 地域福祉活動・ボランティア活動の魅力・やりがいづくり

##### ① 地域福祉活動・ボランティア活動に参加しやすい機会づくり

ライフスタイルに合わせていろいろな世代の住民が地域福祉活動、ボランティア活動に参加できる機会やきっかけづくりに取り組みます。

- 地区内で、関心のあるテーマで集まり、地域福祉課題に取り組む機会づくり
- 地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすく、継続できる新しい仕組みづくりの検討
- 地域福祉活動、ボランティア活動についての啓発イベントや情報発信
- 小学生から中学・高校生、大学生など若年層が地域福祉活動やボランティア活動に参加できる機会づくり

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	活動に参加しやすい新たな事業の実施				



### 子どもボランティアチャレンジ

小学生のボランティア体験は、子どもたちの福祉の心を育み、地域で継続したボランティア活動につながっています。



楽しい会話や作業の中でのボランティア体験

## (2) 福祉学習の推進

子どもから高齢者まで全ての世代が福祉について学び、「支えあう心」を育み、支え合う共生社会実現のため、共に学び・育ち合う福祉学習を推進します。

### ① 学校・地域・企業の福祉学習の取り組み支援の充実

多様性を認め合いながら共に生きる気持ちを育み、思いやりや助けあい、支えあいの心が育まれるよう福祉学習を推進します。

### ② 出張ふくし教室の実施

公会堂・集会室などの地域施設、学校、企業・事業所等に積極的に出向き、出張教室を開催します。

テーマ例：

- 介護サービスについて～必要な介護サービスを上手に利用するために～
- 災害時の要援護者支援について  
～普段から準備できること（活用できる制度、車いす介助技術支援等）～
- 防災について～災害にも強い福祉のまちづくり～
- 小地域福祉活動について～住民同士のつながり・見守り・支え合い活動～
- 障がいのある人の地域での暮らしについて
- ボランティア活動について
- 社協会費・共同募金・善意銀行について
- 安心生活のために～社協がすすめる権利擁護～

◎ 基本目標1 成果指標

評価軸①	現状 (H24)	目標 (H30)
地域福祉支援室、ボランティア活動センター相談件数	5,133 件	6,500 件
<p>設定理由：地域福祉支援室、ボランティア活動センター、市地域担当、市民活動推進プラザなど支援者同士が連携し合うことで各窓口への相談数が増えることは、地域福祉活動・ボランティア活動が活性化しているものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成 24 年度地域福祉支援室相談件数 3,611 件、ボランティア活動センター相談件数 1,522 件であり、合計 5,133 件となっている。</p>		

評価軸②	現状 (H22)	目標 (H30)
団体間の連携状況	58%	70%
<p>設定理由：地縁型団体、テーマ型団体の協働（協力を得たり共に活動）実績を指標とした。</p> <p>数値根拠：H22 地域活動を行うみなさんの意向アンケート結果では、「団体間で連携することがあるか？」との問いに対して、「よくある」「たまにある」併せて 58%となっている。 （回答数：891 名 回答率：48.7%）</p>		

評価軸③	現状 (H25)	目標 (H30)
地域福祉支援室・ボランティア活動センター把握活動者数（グループ・個人活動者数）	120 グループ 189 名	140 グループ 380 名
<p>設定理由：地域福祉活動・ボランティア活動を推進する事業の実施により、地域福祉支援室、ボランティア活動センターで把握する、活動団体・個人活動者数が増えることをもって、活動が活性化しているものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成 25 年度ボランティア活動センター登録活動者数（グループ・個人）44 グループ・153 名、さんだつながりバンク（グループ・個人）65 グループ・36 名、地域ボランティアグループ・支え合い活動グループ 11 グループ 計 120 グループ・189 名</p>		



## 第2節 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

～だれもにやさしいまちづくりがまちを活性化させる～

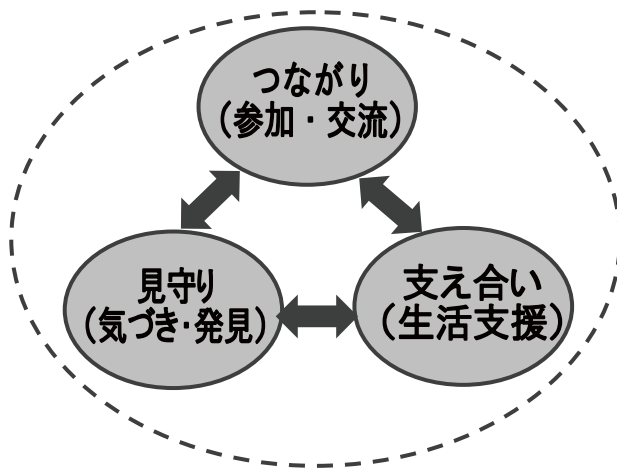
### 1. 身近な地域における支え合いネットワークづくり

#### H34の めざす姿

概ね市内各小学校区で地区別計画に基づいた地域福祉活動が進められ、一人ひとりの暮らしの困りごとを地域課題として、地域住民同士で解決できる支え合い活動が各地区で取り組まれることをめざします。

また、子ども、障がいのある人、高齢者などだれもが互いを認め合い、共生する地域社会の実現をめざします。

#### 【共生する地域社会づくり】



小地域つどい・サロンなど交流の場 **つながりづくり** から、普段の暮らしの変化に気づく **見守り活動** が広がり、暮らしの困りごとを解決する住民同士の生活支援 **支え合い活動** が生まれています。

また、それぞれが単独で行われるのではなく、互いに関係し合うことで地域福祉活動がより充実したものになっていきます。

## (1) 地区別計画※づくり

### ① 地区別計画づくり

だれもが住みやすいまちに向けては、地域の福祉課題への対応や取り組んでみたいことなど、話し合いや具体的な解決策の検討などを行うとともに、段階を経ながら取り組んでいくことが必要です。

ふれあい活動推進協議会※などとともに地域の実情に合わせた地区別計画づくりと解決に向けた取り組みを概ね市内 20 小学校区で進めます。



### 地区別計画づくりの様子

地区別計画づくりでは、住民座談会の開催、アンケートの実施など様々な手法を通じて地域の福祉課題を明らかにし、それぞれに応じた対策を検討していきます。



地域の困りごとについてみんなで考えます。

#### ※ 地区別計画

地域（普段の暮らしの範囲）の住民による「福祉のまちづくり」計画です。

三田市は農村地域、市街地、ニュータウンなどによって構成されており、全地域に共通する課題もあればそれぞれの地域特有の課題もあります。それらの課題を解決していくためには、地域ごとの地域福祉課題に沿った計画（＝地区別計画）が進められています。

#### ※ ふれあい活動推進協議会

ふれあい活動は、身近な生活の場で「だれもが安心して豊かに暮らす地域づくり」をめざして、住民が力をあわせ、専門機関と協力しあいながらすすめる住民自身による自主的な活動です。

市内に9地区の協議会が設置され、地域の特性に合わせた活動・事業を実施しています。区長・自治会長、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、老人クラブ役員、婦人会役員、健康推進員、地域ボランティアグループなどで構成され、それぞれの団体が持つ得意分野を持ち寄って、事業の立案・実施を行っています。（構成団体は地区ごとで異なります）

(2) つながり・見守り・支え合い活動の支援

① 地域における支え合い活動

暮らしの中で起こるちょっとした困りごと（買い物や通院の外出支援、ゴミ出し、電球の交換、子どもの預かりなど）に対して、地域住民同士だからこそできる助け合い・支え合いを通じて解決する支え合い活動の取り組みを進めます。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	支え合い活動グループづくり・啓発				



広がる支え合い活動の実践



藍地区ボランティア アユート  
（外出支援・見守りなど）  
\* 写真はコーディネート風景



「まごの手 本庄」  
（買い物・通院付添い・送迎など）

② 地域の見守り活動の推進

普段の活動や交流を通じて暮らしの変化に“気づき”、不安や困りごとをすばやく“発見”できる見守り活動を進めます。

## 2. だれもがつながり、ふれあう機会の充実

### H34のめざす姿

みんなでふれあい、支え合うまちに向けて、大きな役割を果たす小地域つどい・サロンの場づくりが各地区で取り組まれることをめざします。

地域福祉活動・ボランティア活動について情報集約を行い、より多くの人が活用できる体制づくりをめざします。

### (1) 小地域つどい・サロン活動の支援

#### ① 小地域つどい・サロン活動の支援

地域の身近な公会堂、集会所、コミュニティ施設などを活用し、地域とのつながりの必要な方（閉じこもりがちな高齢者・子育て中の親子、障がいのある方など）が参加し、地域住民同士の交流を通じて、生きがいづくり・楽しみづくり・仲間づくりなどを行う小地域つどい・サロンの活動を進めます。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	小地域つどい・				
	サロン活動の推進	→			



### 小地域つどい・サロン活動のひろがり

平成17年度：91拠点 699回から平成24年度：115拠点 1,140回と取り組みがひろがっています。

内容も、高齢者対象としたサロンから、子育てサロン（右写真）、多世代サロン、団塊の世代サロン男性サロンなど地域のニーズに合わせて多彩な形態へと広がりをを見せています。



地域の交流拠点として、居場所づくりが進んでいます（写真は子育てサロン）

## (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の情報発信の充実

### ① 様々な媒体を活用した情報発信

さんだ社協だより<sup>※</sup>、ホームページ等の情報発信の内容充実を図ります。

また、新たな広報媒体を活用した発信、特に誰にとってもわかりやすい映像や音声などの活用や双方向の情報発信ができるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<sup>※</sup>の活用など、人と人のつながりを促進・サポートできる情報提供を行います。



子育てサロン・グループ紹介冊子「ドレミふぁみりー」

### ② 小地域福祉活動推進ハンドブック作成

つながり・見守り・支え合い活動を推進するため、小地域福祉活動に関するハンドブックを地域福祉活動者と共に作成し、地域福祉活動者の各研修会等啓発に向けて活用します。

	H26	H27	H28	H29	H30
<b>年次計画</b>	小地域福祉活動推進ハンドブック企画	作成作業（活動者と協働）	ハンドブックを活用した啓発活動実施	—————▶	

<sup>※</sup> さんだ社協だより

三田市社会福祉協議会の広報紙として、毎月1回発行しています。三田の福祉に関する情報発信や社会福祉協議会活動・事業の紹介・報告、各地域や団体の取り組み・紹介などを行っています。

<sup>※</sup> SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なつながり構築を支援するインターネットを利用したサービス。趣味、職業、地域などを同じくする個人同士のコミュニティを構築できる。（例：フェイスブック、ブログなど）

◎ 基本目標2 成果指標

評価軸①	現状 (H25)	目標 (H30)
地域ボランティアグループ・支え合い活動 グループ新規立ちあげ数	11 グループ	26 グループ
<p>設定理由：地域ボランティアグループや支え合い活動グループの活動が増えることが、“だれもにやさしいまちづくり”の推進されている状態として設けた。毎年3グループ立ちあげをめざす。</p> <p>数値根拠：平成25年12月現在で、11グループが活動している。</p>		

評価軸②	現状 (H24)	目標 (H30)
小地域つどい・サロン開催数	115 カ所 1,140 回	140 カ所 1,400 回
<p>設定理由：生きがいつくり、仲間づくり、閉じこもり防止などの効果のある、小地域つどい・サロン開催数が増えることが、身近なところで参加しやすい場づくりが推進されている状態を示すものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成24年度小地域つどい・サロン開催数は、115カ所・延べ1,140回となっている。</p>		

### 第3節 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

#### ～日常の備えと取り組みが災害時にも生きる～

##### 1. 身近な地域における見守り活動の支援

#### H34のめざす姿

見守る/見守られる側双方が、負担なく安心できる見守り活動が地域内に広がり、日常だけでなく災害発生時に、支援が必要な人を見逃さず、支援につなげられる地域づくりをめざします。

##### (1) 身近な地域における見守り活動の支援

###### ① 見守り活動の啓発

生活の中での出会いや小地域つどい・サロンなどの交流の場での「日常の見守り活動」を通じて、何気ない変化やさりげないサインを見逃さないこと（ニーズ\*キャッチ）が大切です。このような「気づく力」を養える啓発や研修を行い、民生委員・児童委員、老人クラブ、ふれあい活動推進協議会により行われている友愛訪問や歳末たすけあい事業における訪問活動など様々な活動がひろがり、見守り活動がより充実するよう支援します。

###### ② 見守り活動によるニーズを共有できる場づくり

地域の見守り活動で気づいた（気になる）変化を関係機関につなぎ、話し合える場づくりを支援します。また見守り内容を共有・見える化できる福祉・防災マップづくり等プログラム実施を支援します。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	見守り活動で気づいた変化を共有できる場づくり支援				
			小地域福祉活動ハンドブックを活用し啓発強化		

###### ③ 事業者による見守り事業推進への協力

市・県が締結した訪問系事業者との見守り協定による見守り活動のネットワークが強化されるよう積極的に協力します。

\*ニーズ

困りごとや要望、困っていることや援助してほしいこと。援助者が援助を必要と考えること。

## 2. 災害時に備えたまちづくり

### H34の めざす姿

災害発生時にも迅速・円滑な対応ができる法人体制の構築、災害時要援護者支援関連制度が浸透し、地域団体が行う災害支援関連の取り組みが広がることで、災害時に支援が必要な人を見逃さないまちづくりをめざします。

#### (1) 災害発生時に向けた体制整備

##### ① 災害ボランティアセンター※の設置体制整備

大規模災害時の市内外ボランティアの受け入れ体制を整備し、円滑な運営ができるようにします。

##### ② 災害発生時の事業継続計画※の作成

数多くの事業を担う法人として災害発生時の事業継続計画を作成します。

##### ③ シミュレーション事業の実施

災害発生時を想定したシミュレーション事業を実施します。(以下写真)



#### (2) 市災害時要援護者支援制度等普及啓発の支援

##### ① 市災害時要援護者支援制度等普及啓発の支援

社協事業や発行物等を通して、市災害時要援護者支援制度等の普及啓発を図ります。

#### ※ 災害ボランティアセンター

災害により生じる被災者ニーズ（復旧や生活の支援、心の支えを求める気持ち等）を把握し、「被災された方を支援したい」という思いをもって被災地に駆けつけたボランティアの力を被災者のニーズに結びつけ、コーディネートを行います。

三田市においては自然災害発生時応急対策におけるボランティア活動について三田市災害対策本部救護班及び福祉班と協働し、社会福祉協議会が中心となり取り組むことが「三田市地域防災計画」に記載されています。

#### ※ 事業継続計画

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のことです。



### (3) 地域の各団体が行う研修企画への参加

#### ① 自主防災計画づくりへの支援

ふれあい活動推進協議会などの小地域福祉活動推進組織や、区・自治会、自主防災組織などの自主防災計画づくりに参加します。

- 例：○ 地区単位での災害避難訓練への参加
- シミュレーション事業の実施
- テーマに応じた講師の紹介・調整等

### ◎ 基本目標3 成果指標

評価軸①	現状 (H25)	目標 (H30)
見守り活動を通して、専門相談窓口につながった件数	—	増加
設定理由：見守り活動は「相談を受けた際のつなぎ先の確保」が不可欠であり、住民と専門職との協議の場づくりにもつながることから指標とした。 数値根拠：市内の地域支援・個別支援の総合相談窓口の相談件数のうち、地域住民から寄せられたものを対象とする。現在各相談窓口の実績報告等で項目設定されていないものが多く、目標値設定が現状で困難なため「増加」とする。		

## 第4節 安心して支援が受けられるまちづくり

～だれもが自分らしく暮らせて、地域人材（財）になれるまちに～

1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実
2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり

### H34の めざす姿

権利擁護に関する相談支援拠点である（仮称）権利擁護・成年後見支援センターが定着し、地域住民や専門機関などがつながり、総合的な支援ができる体制づくりが図られ、「だれもが自分らしく 地域人材になれる暮らし」の実現をめざします。

### 【権利擁護とは】

保 護 的 権 利 擁 護	予 防 的 権 利 擁 護
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律・福祉等専門職による介入支援 （虐待発生時の分離・保護など）</li> <li>○ 消費相談窓口による支援（契約解除など）</li> <li>○ 成年後見制度による代理</li> </ul> <p>⇒権利侵害からの“救済”を目的とした権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エンパワメント（※）支援</li> <li>○ 本人らしい生活実現の支援</li> <li>○ 本人を取り巻く人々への福祉学習</li> </ul> <p>⇒権利侵害を“生まない環境づくり”を目的とした権利擁護</p>

侵害されている権利を護る「保護的権利擁護」だけでなく、本人が望む生活・関係を、本人の気持ちや役割を引き出しながら実現する「自立」を高めていくこと（エンパワメント）、そのような思いを受け入れ、実現の支援をできる地域づくりを行う「予防的権利擁護」の視点を大切にします。

### （1） （仮称）権利擁護・成年後見支援センターの運営

#### ① 権利擁護相談の充実

専門職員（社会福祉士等）による相談を行うとともに、法律職（弁護士、司法書士等）による専門相談の場を設け、「制度の狭間」で課題を抱える方の相談に応じます。

#### ② 後見支援の充実

判断能力が不十分などの理由により日常生活を営むうえで支障のある高齢者や障がいのある人へのサービス（福祉サービス利用援助事業等）の利用促進に努めます。また、成年後見制度利用にかかる相談及び申請の支援を行うとともに、市民後見人の養成、また法人後見、後見監督人について検討します。

### ③ 権利擁護ネットワーク会議の開催

権利擁護に関する相談や生活困窮者、複合多問題を抱える支援困難事例の解決・自立支援のためには、チームアプローチによる支援・エンパワメントの視点が不可欠です。医療、保健、福祉分野、弁護士や司法書士などの法律関係者、地域の民生委員・児童委員やボランティアなど様々な立場の人とのネットワークづくりを行います。

### ④ 権利擁護の啓発

権利擁護をより地域に根差していくために、市民、事業者等を対象とした研修会（出張ふくし教室）を行います。



#### 権利擁護を理解する(出張ふくし教室)

地区の民生委員児童委員協議会やサービス提供事業所等に出向き権利擁護に視点をあつた講話を行っています。市内の高等学校へは、「障がいのある方の制度」に加え、『その人らしく生きる』自立支援に関する講話を行いました。

参加者からは、「自立した生活をするためのサポートや発達障がいの人との関わりへの理解が深まりました」との声が寄せられました。



	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	センター業務の 実施・周知				

## (2) セルフヘルプグループ※（当事者団体）の支援

### ① セルフヘルプグループ（当事者団体）の支援

グループ立ち上げ、地域住民への活動啓発、組織運営にかかる相談支援等セルフヘルプグループの支援を行い、当事者の力が発揮される支援を行います。

#### ※ セルフヘルプグループ

同じ障がいや疾病を持つ者同士が思いや体験を話したり、聞いたりすることで悩みや苦しみを分かち合い、自分らしく生きるための力を得ることができるよう情報交換や助け合いをグループや団体を組織して活動を行うことです。



## 「自分だけじゃない」から啓発・サービス開発まで

障がい、病気、不登校、自死（自殺）など、様々な生きづらさを抱えた人同士の活動をまとめた冊子は、毎年更新を重ねて、第6版となり、掲載グループも16団体から22団体へ広がりを見せています。

グループによっては、地域住民へ生きづらさを啓発する取り組みやサービス開発に取り組まれています。



### ◎ 基本目標4 成果指標

評価軸①	現状 (H25 上半期)	目標 (H26)	目標 (H28)	目標 (H30)
権利擁護相談件数 (市地域福祉計画指標再掲)	186件	500件	600件	700件
<p>設定理由：センター職員が日々業務として担当する権利擁護相談件数を、センターの定着度・信頼度を示すものとして設けた。</p> <p>数値根拠：準備室の位置づけであるが、平成25年度上半期は186件。既存の近隣市権利擁護センターは、人口比を考慮すると約1,000件となっており、その数値を目標値とした。</p>				

評価軸②	現状 (H23)	目標 (H28)	目標 (H30)
支援者（医療、福祉、法律等）による支援体制推進評価	12.8%	30%	40%
<p>設定理由：権利擁護に携わる各分野の支援者が、権利擁護に不可欠な体制（ネットワーク、総合相談、支援者支援、権利擁護関連研修）の推進に満足をしていることが充実した支援につながるものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成23年8月にサービス等事業者、医療機関、法律関係者（弁護士、司法書士、行政書士）を対象に、アンケートを実施し、上記体制の推進満足度の項目を設けたところ、「すすんでいる」との回答は、6.7%～16.9%で平均12.8%であった（回答数 81 回答率 41%）</p>			

## 第5節 地域福祉の基盤づくり

～行政と民間の強み・弱みを補完し合う協働のしくみづくりをめざす～

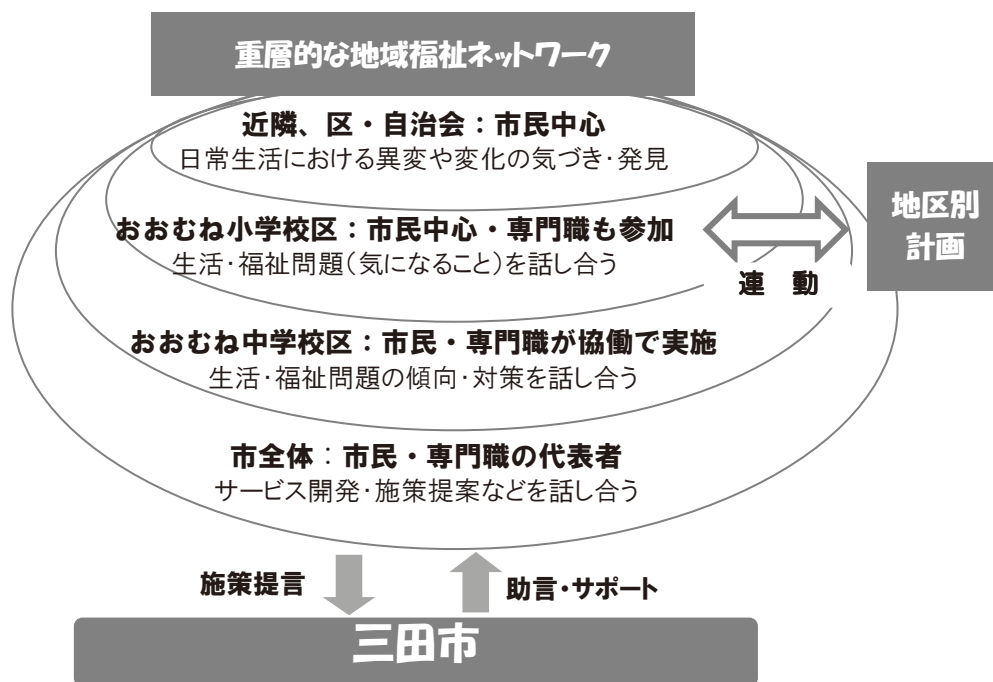
### 1. 地域福祉のコミュニティづくり

#### H34の めざす姿

早期発見・相談と解決に向けたネットワークとサービス開発が重層的、一体的に行われる重層的な地域福祉ネットワーク体制（市地域福祉計画記載）が推進されている。

#### 【重層的な地域福祉ネットワーク体制の推進】

『私』の問題を『私たち』の問題にする視点・気づきと地域住民と専門職の間を媒介・調整するコーディネートを大切にしながら、取り組みを推進します。



地域福祉計画第4節 計画の圏域と活動主体より再掲

地域福祉の支援は、ふれあい活動推進協議会等と連携した交流の場づくりの中で、地域の困りごとが明らかになり、一人ひとりの暮らしの支援につながる活動へと広がっています。今後、より身近な範囲での住民と専門職との間で話し合いや解決策の検討ができること、またその範囲で生活支援に特化した支え合い活動の組織化を推進していくことが求められます。

地域福祉の支援は、個別支援を進めるネットワークの近くで地域住民、専門職との関係づくりを進め、地域福祉課題を共に解決していくことをめざします。

### (1) 地域福祉支援の機能充実

三田市における地域福祉活動は、“つながり”を作る小地域つどい・サロンなど交流活動の活発化に伴い、一人ひとりの暮らしの支援を行う“支え合い”や普段の暮らしの変化に気づく“見守り”に重点を置く、暮らしに根ざした活動が求められるようになってきています。そのような活動は、普段の暮らしの場から起因するため、より身近な範囲で取り組まれるようになり、一方でその活動の担い手は多様な個人・団体が手をつなぎ合うことでさらに充実したものとなります。

#### ① 一人ひとりの暮らしの課題を地域住民と専門職がともに解決する機会づくり

つながり・見守り・支え合い活動を行う中で、受け止めた課題について、本人・家族の力を引き出しながら、地域住民と専門職が共に考える場を通じて、必要な活動や取り組みを作るための支援を行います。

- 住民が中心になり地域で暮らす気になる人の暮らしの支援について話し合う場
- 住民と専門職が地域福祉課題について話し合い、暮らしの支援につながる新たな地域福祉活動を検討し、作る場
- 住民代表者と福祉専門職がサービス開発・施策提案について話し合い、三田市で取り組む活動を検討し、作る場

	H26	H27	H28	H29	H30
<b>年次計画</b>	実施準備（調整・啓発等）・ 実施				

## 2. 地域福祉を進める環境づくり

### H34の めざす姿

制度の狭間や生活困窮者支援、急速な少子高齢化等、新たな地域福祉課題に伴い、市社会福祉協議会が果たす役割が拡大する中、地域福祉の推進という使命達成に向け、社協の機能強化を進めます。

### 【社会福祉協議会とは】

市社会福祉協議会は地域における社会福祉事業の連絡・調整を行う社会福祉法人として、「協議体」「事業体」「運動推進体」の3つの性格を持ち、広く住民や社会福祉事業関係者を代表する公共性を持つ組織として下記の役割を担い、地域福祉の推進に努めています。

#### ① 福祉ニーズ・福祉課題の明確化および住民の住民活動の推進

関連事業：地域福祉支援室・ボランティア活動センターの運営、地域包括・高齢者支援センター、障害者生活支援センター等総合相談窓口の運営、各種調査の実施、特別委員会の開催など

#### ② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整

関連事業：理事会・評議員会、特別委員会、施設団体連絡会、権利擁護ネットワーク会議（新規）、各活動団体／支援者間がつながる場の設置など

#### ③ 福祉活動や事業の企画および実施

関連事業：地域福祉支援室・ボランティア活動センターの運営、シニア・ユースひろば、ファミリーサポートセンターの運営、ひとり親家庭児童支援事業、要援護者等支援事業（福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業等）、地域生活支援事業等の実施、介護保険・障害者支援サービスの提供など

#### ④ 調査研究・開発

関連事業：対象者・ニーズ別アンケートの実施、分析によるサービス開発など

#### ⑤ 計画策定、提言・改善運動

関連事業：地域福祉推進計画の作成、地区別計画づくり支援、第三者委員会の設置など

#### ⑥ 広報・啓発

関連事業：三田市社会福祉大会の開催、さんだ社協だよりの発行、社協ホームページの作成、福祉学習の推進など

#### ⑦ 福祉活動・事業の支援

関連事業：赤い羽根共同募金等を財源にした地域福祉活動の助成（小地域つどい・サロン助成、小地域福祉活動支援事業など）

## (1) 社会福祉協議会の機能強化

### ① 職員の人材確保・育成、組織基盤・財源の確保

地域支援・個別支援の専門性をもった人材確保・育成が不可欠です。職員研修の体系化に努めるとともに、職員の能力が最大限発揮され、法人としての確で迅速な意思決定ができる組織基盤づくりの検討を継続します。

また、財源については各福祉制度に基づく介護保険・障害者支援サービスの提供、収益事業等を通じて財源確保に努めます。

### ② 住民企画提案事業への助成

赤い羽根共同募金\*配分金、善意銀行\*預託金等を活用し、より市民活動が活発化するよう助成制度の充実を図ります。

### ③ 当計画の推進・評価

本計画の推進については、年次計画に基づき、各年度の事業計画で具体化し、実施します。合わせて、本計画が広く地域住民や関係団体に理解されるようさんだ社協だよりやホームページ、出張ふくし教室の実施など、あらゆる機会を通じて計画の周知を図るとともに、理事会において進捗状況の管理・評価を行います。

## ◎ 基本目標5 成果指標

評価軸①	現状 (H25)	目標 (H30)
重層的な地域福祉ネットワークの推進体制評価	—	増加
設定理由：つながり・見守り・支え合い活動の積み重ねの中で、住民・専門職が協議する「場」づくりは、サービス開発等につながる不可欠なものです。3年目にアンケート調査を行い住民、専門職からの体制評価をもって指標とします。		
数値根拠：現在未実施のアンケート調査であるため、上記評価を基礎数値とし「増加」を目標とする。		

#### \* 赤い羽根共同募金

全国一斉に展開する募金活動で、三田市では、兵庫県共同募金会三田市共同募金委員会が中心となり、毎年10月を強化月間として住民のみなさまにご協力いただき取り組みます。ご協力いただいた募金は小地域つどい・サロン助成やまごの手活動養成講座など三田市内の地域福祉活動に活用されるほか県内の福祉施設に配分されます。

#### \* 善意銀行

年間を通して、住民のみなさまより善意のこもった金銭や物品などをお預かりする募金窓口です。必要とされている方々へ払い出すほか、社会福祉協議会が行う地域福祉活動で活用するなど善意を様々な形で循環させる取り組みです。



# 資 料 編



## I 両計画の検討経過

三田市健康福祉審議会において、両計画の議論を一体的に行った。

平成26年2月には、パブリックコメントを実施し、広く意見をいただいた。

日 時	委員会名称等	主な内容
平成25年6月5日	第1回健康福祉審議会 (第1回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会運営方針、体制</li> <li>・ 市長諮問</li> <li>・ 「三田市地域福祉計画」及び「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」の概要</li> </ul>
平成25年7月26日	合同部会 (市・社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両計画の成果まとめ</li> <li>・ 全国の課題、各制度の方向性報告</li> <li>・ 両計画の課題まとめ</li> </ul>
平成25年9月26日	第1回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の進行予定について</li> <li>・ 両計画の課題について</li> <li>・ 問題解決策についての意見交換</li> </ul>
平成25年10月21日	第2回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次三田市地域福祉計画(素案)について</li> </ul>
平成25年11月29日	第1回 社協地域福祉推進計画 策定特別委員会 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次三田市地域福祉計画(素案)及び第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画(素案)について (以下、両計画を一体的に議論)</li> </ul>
平成25年12月20日	第2回 社協地域福祉推進計画 策定特別委員会 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次三田市地域福祉計画(素案)及び第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画(素案)について</li> </ul>
平成26年1月23日	第2回健康福祉審議会 (第2回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント版素案に係る報告及び協議</li> </ul>
平成26年2月5日 ～2月24日	パブリックコメント実施	
平成26年3月14日	第3回健康福祉審議会 (第3回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次三田市地域福祉計画及び第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画の最終案について</li> <li>・ 答申案の採決</li> <li>・ 答申書提出予定について</li> </ul>

## Ⅱ 三田市健康福祉審議会専門部会委員名簿

三田市健康福祉審議会地域福祉部会委員は、三田市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定特別委員会委員をあわせて委嘱されている。

部会内での区分	所 属（団体）	氏 名
学識経験者	元湊川短期大学教授、社会福祉士・精神保健福祉士	◎中田 篤彦
学識経験者	佛教大学福祉教育開発センター講師	○後藤 至功
地縁型市民団体	三田市区・自治会連合会	藤村 晴彦
地縁型市民団体	三田市連合婦人会	油谷 晃代
地縁型市民団体	三田市老人クラブ連合会	東田 るい
福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会	杉本 義幸
福祉関係団体	三田ボランティア連絡会	川邊 元
福祉関係団体	三田市社会福祉協議会	中後 仁美
福祉系NPO団体	NPO法人三田市手をつなぐ育成会	三木 尚美
福祉関係団体	本庄地区ふれあい活動推進協議会	奥野 重吉
テーマ型市民団体等	子育て支援グループ キララ	梶元 梨香
公募	市民公募	向井 洋江
公募	市民公募	羽島 新菜
公募	市民公募	奥野 成雄

◎部会長 ○副部会長

※敬称略

### Ⅲ 三田市健康福祉審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の健康福祉施策に係る分野別諸計画（法令に策定義務又は策定努力義務のあるものに限る。）について、三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）における審議検討を効率的に進めるため、三田市健康福祉審議会規則（平成21年三田市規則第18号。以下「規則」という。）第5条に基づき設置される部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会の組織及び所掌)

第2条 この要綱において、部会とは、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に定める計画項目を審議する必要があると認められるときに設置することができる。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉計画に関する審議
- (2) 障害者福祉部会 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画に関する審議
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する審議
- (4) 健康部会 健康増進計画に関する審議

(委員構成)

第3条 部会の委員（以下「部会員」という。）は、審議会の常任委員及び規則第4条に基づき当該年度に委嘱されている臨時委員の中から、所掌審議に必要な者を審議会会長が選任する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第6条 部会は、第2条各号に定める所掌計画（以下「各所掌計画」という。）に関しそれぞれ審議した事項を、審議会会長に対して報告しなければならない。

(設置期間)

第7条 部会の設置期間は、各所掌計画に関する審議が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める担当課において処理する。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉施策担当課
  - (2) 障害者福祉部会 障害者施策担当課
  - (3) 高齢者・介護部会 高齢者・介護施策担当課
  - (4) 健康部会 健康増進施策担当課
- (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われるそれぞれの部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集することができる。

## Ⅳ 三田市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定特別委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この委員会は、誰もが安心して安全に豊かに暮らすことのできる地域社会づくりをめざし、三田市地域福祉計画と連動した総合的な地域福祉の推進にむけた今後の三田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）事業及び地域福祉活動の推進指針として、第2次地域福祉推進計画を策定することを目的に設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討等を行い、原案について答申する。

- (1) 第2次地域福祉推進計画策定に関すること
- (2) その他社協会長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 この委員会は、次に掲げる選出区分の中から社協会長が委嘱する別表1の者をもって組織する。

- (1) 地縁型市民団体
- (2) 福祉関係団体
- (3) テーマ型市民団体
- (4) 福祉系NPO団体
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による住民

2 委員の任期は、平成25年6月1日から計画策定までとする。

3 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

### (委員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(費用弁償及び謝金)

第 6 条 委員が、委員会に出席したときは費用弁償を支給する。なお、支給額は、「三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱」に準ずるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の事務局は、総務課総務係におき、委員会の庶務等を担当する。

(その他)

第 8 条 会議内容の情報公開及び傍聴については、三田市附属機関に関する諸規程に準じて実施する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。



**第 2 次三田市地域福祉計画・  
第 2 次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画**

発行年月 平成 26 年 7 月

発 行 三田市・社会福祉法人三田市社会福祉協議会

編 集 三田市役所 健康福祉部 健康増進課

三田市川除 675

TEL 079-559-5701 FAX 079-559-5705

<http://www.city.sanda.lg.jp/>

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

三田市川除 675

TEL 079-559-5940 FAX 079-559-5704

<http://www.sanda-shakyo.or.jp/>

